

The logo of the Japanese Medical Association (JMA) is a large, light gray graphic. It features a stylized, inverted triangle shape. Inside this shape, there is a stylized human figure with arms raised, and the letters 'JMA' are prominently displayed in the upper center. The figure appears to be holding a staff or a similar object.

2020 年度概算要求要望

2019 年 4 月

公益社団法人 日本医師会

2019年4月

2020年度予算 概算要求へ向けての要望書

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武

改元により新時代を迎えますが、世界に誇る国民皆保険をいかに次世代に継代していくかが重要です。少子高齢社会が進展し、人口が減少していく中で、現在、「人生100年時代」に向けて全世代型社会保障への改革が進められています。

昨年末に公布された成育基本法により少子化対策を一層強化し妊娠期から成人までをさらに支援するとともに、働き方改革に伴う産業保健の充実によって働く世代への充実を図り、健康寿命の延伸によって高齢者まで切れ目のない全世代型社会保障となる必要があります。

今後、国民が生涯にわたり健やかでいきいきと活躍し続ける「人生100年時代」を見据えた社会を実現していくためには、国民皆保険を堅持しつつ、持続可能な社会保障制度を確立していくことが不可欠です。子育てや老後に不安を抱える国民に安心を示すことは、経済成長をさらに促す出発点でもあります。

国民が将来にわたって必要とする医療・介護を過不足なく受けられる社会を構築し、国民が安心して医療や介護を受けられるよう、日本医師会は2020年度予算概算要求へ向けて要望いたします。

目 次

【総論】

1.	予防・健康への予算確保	1
2.	働き方改革への予算確保	1
3.	オリンピック・パラリンピック対策への予算確保	2
4.	地域医療への予算確保	3
5.	ICT・AI・IoT 活用への予算確保	4
6.	災害対策への予算確保	4
7.	薬務対策への予算確保	5
8.	介護保険への予算確保	6
9.	医療の国際貢献推進への予算確保	6
10.	医学・学術への予算確保	7
11.	医療安全への予算確保	8
12.	医療保険への予算確保	8

【各論】

1.	予防・健康への予算確保	11
1.1.	予防・健康の包括的な推進	11
1.2.	地域保健の推進	13
1.3.	母子保健の推進	16
1.4.	学校保健の推進	20
1.5.	産業保健の推進	22
1.6.	特定健診・特定保健指導事業の推進	23
1.7.	生活習慣病、がん、難病対策等疾病の予防と対策	25
1.8.	感染症予防への予算確保	31
2.	働き方改革への予算確保	34
3.	オリンピック・パラリンピック対策への予算確保	39
3.1.	外国人医療対策	39
3.2.	マスギャザリング災害対策	41
4.	地域医療への予算確保	44
4.1.	地域医療介護総合確保基金（医療分）	44
4.1.1.	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	44
4.1.2.	居宅等における医療の提供に関する事業	46
4.1.3.	医療従事者の確保に関する事業	47
4.2.	地域医療介護総合確保基金以外における医療の充実	49
4.3.	救急医療の充実	57
4.3.1.	地域包括ケアシステムにおける救急搬送・救急医療の機能強化	57
4.3.2.	救急医療体制の充実	57
5.	ICT・AI・IoT 活用への予算確保	62
6.	災害対策への予算確保	65
7.	薬務対策への予算確保	71
8.	介護保険への予算確保	73
8.1.	地域医療介護総合確保基金（介護分）	73
8.1.1.	介護施設等の整備に関する事業	73

8.1.2.	介護従事者の確保に関する事業	73
8.2.	地域医療介護総合確保基金以外における介護の充実	74
9.	医療の国際貢献推進への予算確保	79
10.	医学・学術への予算確保	80
11.	医療安全への予算確保	84
11.1.	医療安全対策の推進と医療事故調査制度の安定的運用に向けた取 組み	84
11.2.	死因究明制度の充実	85

【 総 論 】

2020 年度予算 概算要求へ向けての要望事項

1. 予防・健康への予算確保

我が国が誇る世界最高水準の社会保障制度を将来にわたって堅持していくためには、政府が掲げる「国民の健康寿命の延伸」を着実に実現する必要がある。そのためには、健康課題等を把握するための健（検）診制度、健（検）診結果に基づく適切な健康管理等が、個人のライフサイクルに応じて、保健事業として一体的に提供されなければならない。

現在、我が国においては乳幼児期から高齢期に至るまでの公的な健（検）診制度が確立しているが、国民一人ひとりの生涯を通じた健康管理に資する取組につながるためにも、健（検）診から得られたデータについて、厳格な個人情報保護のもとで一元的に管理し、個人の健康、保健、医療のために活用するシステムづくり（生涯保健事業の体系化）が不可欠である。

また、2015年7月、民間主導により健康寿命の延伸を実現することを目的として日本健康会議が発足したが、その活動によって国民の健康への意識は大きな高まりを見せている。

各都道府県においても、都道府県版健康会議を開催、設置し、同様の活動を推進していくことにより、健康寿命の延伸のみならず、健康格差の縮小につながる。

これらの取組を推進するための予算措置および現行健康増進事業に対する大幅な財政支援の増額を求める。

【各論 11～33 頁】

2. 働き方改革への予算確保

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、医療機関における取組が始まっている。また、医師の働き方についても厚労省の報告書が2019年3月に取りまとめられ、2024年4月から施行される勤務医の時間外労働時間の上限規制や健康確保措置の方向性が打ち出された。

報告書では2024年4月までのロードマップが示されている。労働時間管理の適正化、36協定の締結、産業保健機能の強化、タスクシフト、女性医師支援といった2018年2月に厚労省が掲げた緊急取組、医療機関経営における医師の意識改革、医療事務作業補助者等の育成、医療機関の機能分化・連携の推進、医師偏在対策、医師養成、国民の医療へのかかり方の啓発等、様々な観点での対応が求められる。

将来の地域医療提供体制は、偏在対策を含む医師確保計画、地域医療構想、医師の働き方改革の3つが三位一体となって形作られていくが、それぞれ不確実な要素が多く、また相互が複雑に関わっており、3つが一体となって機能したときに、問題が起こらないよう検証しながら進めていく必要がある。

働き方改革は、医療界においてこれまでにない大改革である。「医師の健康への配慮」と「地域医療の継続」の両立という基本理念のもとで、確実かつ慎重に改革を進めていくうえで、様々な形での財政支援が広く求められる。

【各論 34～38 頁】

3. オリンピック・パラリンピック対策への予算確保

2020年東京オリンピック・パラリンピックが我が国の国際的な発展、経済活性化等につながることは、テロ災害研修や救急蘇生法普及等で「東京2020参画プログラム」に参加してきた日本医師会としても希求するところである。

また現在、国際的な観光地、大都市圏、交通ターミナル等では、多数の外国人患者が地域の医療機関を受診し、現場の混乱や疲弊につながっている。医療機関間の役割分担、医療通訳、コーディネート、ICT活用、キャッシュレス対応、未収金対策等を進めていく必要がある。

さらに、日本はテロと無縁ではない。輸入感染症や熱中症とともに、CBRNEテロや将棋倒し等のマスギャザリング災害対策が重要である。バイスタンダーによる応急手当、地域の医療機関の初期対応や専門機関との連携（ワンストップ窓口）を充実させていかなければならない。

オリンピック・パラリンピックを契機として、訪日外国人等で急な傷病や増悪、分娩等で医療が必要となった者や、大規模イベント時の集団災害に対応する体制

を構築し、我が国が安心して観光やビジネスで来日できる国であることを内外に示さなければならない。

開催年である 2020 年度予算において、以上のような施策を実現、推進することが求められる。

【各論 39～43 頁】

4. 地域医療への予算確保

日本の医療のグランドデザイン 2030 では、人生 100 年時代を見据え、かかりつけ医は、高齢患者の受療の全体像を把握し、全体の治療計画を立てる「司令塔」になるべきとしている。

人口変動、医師の偏在や高齢化等の中、かかりつけ医機能を中心とした医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築は、国民医療にとって最も重要である。全国各地でそれぞれの実情に応じてかかりつけ医機能を持続させ、次代へ受け継いでいく必要がある。

以上の対応のため、数年単位の地域医療介護総合確保基金と単年度補助の継続・充実を行う。

地域医療介護総合確保基金のうち医療分は、2019 年度予算で公費分約 1,034 億円が確保されたが、地域医療構想や医師確保計画等を含む医療計画の推進、介護保険事業計画との整合のため、補正予算を含め大幅増を実現する。

また、地域に根付いて医療を担う看護職の養成強化等の国庫補助事業移行分や、在宅医療等の拡充は機能分化にも不可欠であり、その充実を図る。医療介護総合確保促進会議等による検証、評価も重要である。同時に、早期交付や事業区分間の融通等の柔軟な運用を行う。

さらに、医療の安全・信頼を守るため、自由診療・医業類似行為に対する規制強化を図る。

【各論 44～61 頁】

5. ICT・AI・IoT 活用への予算確保

ICT を用いた地域医療連携ネットワークの円滑な運用は、今後の地域包括ケア推進に必要不可欠であり、各地域は構築・運用に注力している。

医療等分野においては、地域医療連携、多職種連携を始め、診療報酬のオンライン請求、電子的な文書の作成者やネットワークでやり取りしている相手が特定個人の医師であることを確認するための HPKI など、様々なサービスがネットワーク上で運用されている。取り分け、医療等 ID の発番・管理・運用のためのシステムや体制の構築は喫緊の課題であり、2020 年度内の確実な実施が求められる。

その上で、これらの様々な医療等分野におけるサービスを共通利用すること、および全ての地域医療連携ネットワークや医療機関等が安全、安心に接続することが可能な、高度なセキュリティが確保された「全国保健医療情報ネットワーク」の整備が、2020 年度内の運用開始に向けて、急ピッチで進められている。

また、AI、IoT に関しては、今後、医師による診療を補助する役割を担っていくことになるが、それらの研究・開発には多額の費用負担が見積もられることから、ハード・ソフト両面での財政支援が必要である。

これらの重要な施策を実現に導くための予算を確保する。

【各論 62～64 頁】

6. 災害対策への予算確保

災害医療対策は、発生前、発災直後、超急性期、急性期以降、収束の各段階で適切に対応することが必要であり、最終的には被災地の地域医療を取り戻すことを目標として、予算を確保する。

要配慮者をはじめ被災者の生命・健康や地域社会を守るためには、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を、ソフト（人材、連携等）面でも果たしていかなければならない。特に、地域包括ケアの構築、医療・介護連携を中心としたまちづくりこそが、全国と被災地との協働による医療救護活動とともに、いわゆる「防ぎ得た死」を回避するための最大の災害対策といえる。

東日本大震災はじめ過去の被災地に対しては、地域社会の再建や新たなまちづくりのため、地域に密着した医療機関を中心として医療体制の再構築への財政支援を行う。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害への備え（Disaster Preparedness）として、中長期的な予算確保や、一般の医療機関の耐震化促進、全国での情報共有や医療ニーズへの迅速な対応のための ICT の活用、津波対策、災害時の船舶利用、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、複合災害・特殊災害対策や地域の災害医療コーディネーター養成等を推進するための予算を確保する。

【各論 65～70 頁】

7. 薬務対策への予算確保

医療に資する医薬品・医療機器・再生医療等製品については、シーズ探索から開発、製造、販売・流通に至るまでの各段階において、監視指導と支援の両側面からの行政介入が欠かせない。

画期的な新薬、新医療機器、再生医療等製品の創出などのイノベーションについては、産官学による医学研究や企業治験あるいは医師主導治験が活性化されることで、世界に先駆けた臨床開発が可能となる。そのために医学研究を担う臨床研究中核病院への支援を拡充するとともに、人材育成を促進する必要がある。

医薬品については特に市販後に医療への影響を与える課題が散見される。国外の製造工場に依存している医薬品（バイオ医薬品を含む）の国内供給の不安定さ、不適切な医薬品（一般用医薬品を含む）の広告・販売、迅速承認等による安全性の不確実性の懸念、医薬品等の被害救済制度の周知などに対して必要な措置がとられることが望まれる。

健康被害については、いわゆる「健康食品」を含む食品についても事業者から行政への健康被害情報の届出が適切に運用されるよう十分に事業者を指導すべきである。

【各論 71～72 頁】

8. 介護保険への予算確保

地域包括ケアの深化・推進及び健全かつ持続可能な介護保険制度構築へ向けて、高齢者数の伸びに相応した財源確保と障害者・低所得者等の社会的弱者を支援する社会的包摂の推進による地域共生社会を実現すべきである。

令和時代において、一人ひとりの意思、生活習慣、趣味趣向、プライバシーを尊重するケアの実現・普及による利用者満足度の向上や自らのケアの提供により利用者の QOL が高まる成功体験等による介護人材の意欲向上等の新たな視点への取り組み、即ち、「尊厳を保障するケア」の実現・普及が極めて重要である。

また、地域の実情を反映した統計学的データ等に基づいた精緻な政策による介護提供体制の構築は喫緊の課題である。リハビリテーションやケアのサービス提供におけるエビデンスに基づいた効果的手法の開発や医学的・科学的視点に基づいた介護予防・住民参加活動の推進が重要となり、データベースを構築し PDCA サイクルを回すことが必要となる。

地域医療介護総合確保基金は、介護施設整備等の整備、介護従事者の確保にバランスよく配分されると共に、都道府県・市町村の状況に鑑み、地域の実情に応じて有効活用されるべきと考える。

以上を踏まえた予算確保を要望する。

【各論 73～78 頁】

9. 医療の国際貢献推進への予算確保

医療は積極的な投資であり、個人、地域社会、各国の利益に、さらに世界経済に寄与するものである。

2018 年 4 月、テドロス WHO 事務局長と横倉世界医師会 (WMA) 会長の間で、Universal Health Coverage (UHC) の推進と緊急災害対策の強化における協力、連携を目的とした覚書が調印された。

覚書の実践の場として、2019 年 6 月の G20 大阪サミットに併せ、日本医師会は WMA と同月、“Health Professional Meeting (H20) 2019” を開催し、UHC の推進と加速をテーマに、日本医師会、WMA、WHO、関連国際機関や NGO が

議論する場を提供し、各国政府にそのための財政支援を求めることの提言をする機会と位置づけた。

国連の2030年を達成年とする持続的開発目標(SDGs)のひとつである「UHCの推進」は、日本開催の「UHCフォーラム2017」を契機として世界的なムーブメントとなり、本年9月には、国連総会において「UHCに関するハイレベル会合」が初めて開催される。

日本医師会としても医療の国際貢献として、医師と医師会の役割に重点を置いて、WHOや国際機関、NGOとの連携によるUHCの推進、加速を継続して開催していくことの重要性を認識しており、国際会議開催のための予算を確保する。

【各論 79 頁】

10. 医学・学術への予算確保

良質な医師を養成するためには、卒前の医学教育、共用試験、医師国家試験、臨床研修、専門研修さらには生涯にわたる教育が一貫して提供される必要がある。そのためには、卒前教育における診療参加型臨床実習をより充実させ、医師国家試験は知識から技能・態度を重視することとし、臨床研修につなげる。その際、教員・指導医を確保するための予算を配分する。

また、専門研修においては、日本専門医機構における良質なプログラム及び研修施設等の認定を行うための財政的措置を講ずる。

さらに、医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への応用においても重要な役割がある。一方で、若手医師の研究者の割合が減少しているとともに、昨今は国際競争力の低下も危惧されていることから、基礎医学研究者の育成が急務であることは論を俟たない。

これらのことから、医学教育から生涯教育にわたる医学・学術の充実・推進に十分な予算を確保する。

【各論 80～83 頁】

11. 医療安全への予算確保

2015年10月から開始された医療事故調査制度は、院内事故調査の確実な実施と「医療事故調査等支援団体」による的確な支援活動が、制度運営の要となる。本制度のもとで行われる事故調査は、医療・医学の専門家による医学的・科学的な原因分析と再発防止策の策定をめざすものであり、調査の中立性・公正性を保つうえで、院内事故調査及び医療事故調査等支援団体の運営に要する経費については、公的な費用補助も含め安定的に確保される必要がある。一方、医療事故の発生を未然に防ぎ、再発を防止するための医療安全対策にかかる費用についても十分な予算が確保される必要がある。

死因究明全般については、政府は「死因究明等推進計画」にもとづき施策を進めているところであるが、とりわけ、検案および警察による検視・調査に立ち会う医師が安心して業務に従事できる環境を整備するなど、精度の高い死因究明体制を構築するうえでの重要な取り組みに対して、十分な財源を確保するとともに、特に複数の省庁に関係する施策については、効果的な予算措置が図られるよう適切な配慮が求められる。

【各論 84～86 頁】

12. 医療保険への予算確保

医療は公共財であり、その目的は国民の生命・健康の維持向上という社会保障の充実という国家的事業として最優先されるものでなくてはならない。

社会保障を充実させ、国民不安を解消するためには、需要創出・雇用拡大を促し「経済の好循環」を実現することが重要である。あわせて、社会保障の理念に基づき、所得や金融資産の多寡に応じた応能負担を進めるべきである。

診療報酬は、国民皆保険体制の中で、実質的に医業経営の原資を司るものであり、医業の再生産の可能性を左右し、ひいては医療提供体制の存続に直結するものである。

医療分野は雇用誘発効果が大きく、特に地方では経済の活性化に多大な貢献をしている。経済成長と地方創生の推進のためには、医療従事者への手当が必要である。

医療用消耗品などは、技術料から包括して償還されており、これらの上昇が医療従事者の人件費を圧迫する要因になっており、モノの値段を適正な価格にし、その分を人に手当ですることが重要である。

国民が必要とする医療が過不足なく提供されるよう、必要な財源の確保を要望する。

【 各 論 】

<新規>国の予算がなく、新設を希望するもの。

<増額>国の予算はあるが、増額を希望するもの。

<継続>国の予算の継続を希望するもの。

<復活>国の予算の復活を希望するもの。

() 内は、国庫負担割合

1. 予防・健康への予算確保

1.1. 予防・健康の包括的な推進

(1) 健康長寿社会の構築

国民の幸福の原点は健康であり、人生100年時代において、健康寿命を延伸し、社会を活性化するため、医療費とは別に、予防・健康づくりに包括的な財源を確保する。

これにより、妊娠・出産から高齢者まで切れ目のない健康長寿社会を構築する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 5,000億円】

【要望先：健康局、総務省、経済産業省】

(2) 生涯保健事業の体系化に向けた支援（国民の健康支援のためのシステム整備に対する費用の補助）

乳幼児から高齢者に至るまで、生涯を通じた国民の健康管理を支援するために、患者個人のこれまでの健診データをかかりつけ医等が参照し、診断補助や保健指導に活用できる等、施設・組織横断的な健診データの管理が可能となる健診標準フォーマットの運用への財政支援を求める。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 24億円(1/1)】

【要望先：健康局、子ども家庭局、保険局、文部科学省、経済産業省】

(3) 都道府県版健康会議の設置、開催のための支援

2015年に発足した「日本健康会議」が掲げる8つの宣言は、その達成に向け順調に推移している。一方で、取組の質を底上げするためには、各地域で同様の体制を構築し、一体的に取り組むことが必要であり、都道府県版健康会議の設置、開催のための財政支援を求める。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 1億2,000万円(1/1)、

2019年度予算額 1億 3,000万円の内数】

【要望先：保険局】

(4) 予防・健康インセンティブの取組への支援

予防や健康管理のため、健康増進を目的とした運動指導が重要である。安全で効果的な指導を実践するため、健康スポーツ医が中心となり、かかりつけ医・産業医・学校医が保健師・健康運動指導士等と連携し、予防・健康インセンティブを推進する体制を整備する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2億円、2019年度予算額 1億 3,000万円(1/1)】

【要望先：保険局】

1.2. 地域保健の推進

(1) 高齢者等の介護予防に資する仕組みの整備

心身機能の維持・向上のために、65歳未満の住民も含め総合的な予防を行う。特に、身体活動・運動が高齢者に対し効果があることから、健康スポーツ医が中心となり、かかりつけ医や産業医が健康運動指導士等と連携して、介護予防に資する仕組みを構築する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1億4,000万円(1/1)、
2019年度予算額 1億4,000万円】

【要望先：健康局】

(2) 国民が運動したくなる環境の整備

「運動・スポーツ習慣化促進事業」において、安全で効果的な運動を指導できるよう医療機関も関わった体制を整備する。具体的には、スポーツ医と健康運動指導士等が連携して患者情報を共有し、地域において運動・スポーツを習慣化させる体制を整備する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 3億円、2019年度予算額 1億8,000万円(1/1)】

【要望先：スポーツ庁健康スポーツ課】

(3) がんゲノム医療の推進に向けた取組みの強化

ゲノム情報は、がん治療のみならず、がんの超早期診断等への活用が期待されており、わが国においても、唾液、血液等によるリキッドバイオプシー検査の導入等、ゲノム情報を活用した安全で精度が高く、かつ簡便な新たな検診方法を確立する。また、遺伝カウンセリングの体制等が十分でないことから、相談支援体制の構築や治療に結び付かなかったゲノム治療難民のフォローアップ体制の構築のための財政措置を講じる。

【前年度継続要望】

【<増額>2019年度予算額 29億3,000万円】

【要望先：健康局】

(4) たばこ対策の充実

喫煙および受動喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、全ての年齢の健康に影響を及ぼすことから、国民の健康被害の問題として取り組む必要がある。たばこ対策を推進するため、国民に対し健康を害するおそれがあることを広く周知を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 55億円、2019年度予算額 43億円】

【要望先：健康局】

(5) 健康経営の普及、推進のための支援

- 1) 地域における健康経営の推進のため、地域医師会や健康経営優良法人として認定を受けた医療法人等が、商工会議所や商工会をはじめ地域の企業等に対し健康経営への適切な取組を普及させるために開催する会議、セミナー等に対する財政支援を求める。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 6億円(1/1)、2019年度予算額 6億円の内数】

【要望先：経済産業省商務サービスグループ】

- 2) 中小企業における健康経営の取組を推進するため、かかりつけ医（50人未満の事業所）や産業医（50人以上の事業所）の積極的な活用に対する財政支援を求める。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 42億円(1/1)】

【要望先：経済産業省商務サービスグループ】

(6) 環境保健

- 1) 地球温暖化対策に取り組む医療機関等への補助の拡充

医療機関においても重要な課題である地球温暖化対策に取り組めるよう、医療機関における施設整備や高効率熱源機器の導入などへの補助が必要である。地球温暖化対策施設整備事業に充てられるよう医療提供体制施設整備交付金の増額を行う。

【前年度継続要望】

【＜継続＞2020年度要望額 104 億円の内数、
2019年度予算額 103 億 8,000 万円の内数(1/3)】

【要望先：医政局】

2) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

エコチル調査は、10万人の妊婦登録が完了し、2014年度から、参加者の追跡調査、詳細調査が開始されている。エコチル調査の目的と意義に鑑み、2019年度においても継続して円滑に推進されるよう要望する。

【前年度継続要望】

【＜継続＞2020年度要望額 59 億円、2019年度予算額 59 億円(1/1)】

【要望先：環境省環境保健部】

1.3. 母子保健の推進

(1) 妊産婦健康診査の公費負担の増額

母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性、必要性が高まっており、2013年度より普通交付税措置となり金額や方法は市町村ごとに格差があるため妊婦健診ならびに産婦健診費用の公費負担を更に増額する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 450億円、2019年度予算額(普通交付税)】

【要望先：子ども家庭局】

(2) 就学前の小児保健の充実

新生児期から乳児期は、小児の成長過程に加え、栄養状態の把握および指導が必要であり、診査時期は発達の段階も確認できる。何らかの発達遅延や異常の可能性があれば経過観察や専門医紹介も可能で、早期介入によるより良い状態への改善が期待できる。

これらの目的を達成するために、現行の1歳6か月、3歳児健診に加え、1か月、3・4か月、6・7か月、9・10か月、1歳、2歳、5歳児健診の義務化と国による財政措置を実施する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 315億円(普通交付税)】

【要望先：子ども家庭局】

(3) 出産育児一時金（現行42万）の増額

現在出産育児一時金が健康保険から42万円支給されているが、55万円に引き上げ、実際の出産に関わる費用（健診、検査、分娩費等）の個人負担分を軽減する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 686億7,000万円】

【要望先：保険局】

(4) 新生児に対する健診の充実

タンデムマススクリーニング法の精度管理の徹底と、新生児聴覚スクリーニング検査の全例実施のための公費負担、ならびに聴覚障害児発見時の治療と療育体制を整備・充実する。(参考：2000年度から試行的に新生児聴覚検査の国庫補助事業を実施していたが、2007年度に国庫補助事業から一般財源化)

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 30億円(1/1)、2019年度予算額(地方交付税)】

【要望先：子ども家庭局】

(5) 保険財源によらない不妊治療のあり方の見直し

不妊治療は多岐、長期にわたることもあり、医療保険が適用されず経済的負担も大きいので、少子化対策の一環として引き続き公費負担制度のあり方を見直す(所得制限の撤廃)。

【前年度継続要望】

【<増額>2019年度予算額 231億円の内数(1/2)】

【要望先：子ども家庭局】

(6) 子どもの心の診療医を育成・確保するための研修会費の補助

近年、発達障害児や児童虐待による心の問題をもつ子どもへの対応の充実が求められているが、こうした分野の専門的な診療を行うことができる医師は限られていることから、いわゆる「子どもの心の診療医」の養成・確保するための研修会開催などのための補助を行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 3億円、2019年度予算額 231億円の内数】

【要望先：子ども家庭局】

(7) 若手産婦人科医師確保のためのサマースクールの支援

産婦人科を専攻する医師を確保するため、医学部学生や臨床研修医に対してサマースクールを開催し、産婦人科医の確保に努める。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 500万円(1/1)】

【要望先：医政局、子ども家庭局】

(8) 成育基本法に基づく妊娠期から成人期までの切れ目のない支援のさらなる充実

1) 子育ての孤立を防ぐため、子育て世代包括支援センター（いわゆる日本版ネウボラ）を核として、地域の関係機関が連携して、妊娠期から成人期に渡る切れ目のない支援を実施する仕組み整備の拡充。

2) 産科医と小児科医、精神科医が連携し、ハイリスク妊産婦の把握、出産前後の親に対し小児科医による育児指導を行い、早期から支援することにより育児不安の軽減や子どもの虐待防止を目的とする体制の充実。

3) 思いがけない妊娠や妊娠に関する体調の変化や子育てに悩む者が相談できる窓口の設置や社会的養護も含めたサポート体制の整備

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 15億円、2019年度予算額 1,538億円の内数】

【要望先：子ども家庭局】

(9) 病児・病後児保育の充実と小児デイケア・ショートステイ施設等の整備
親の仕事と育児の両立を支援するため、病児・病後児保育の充実を図るとともに、短期間子どもを預かる施設としてのデイケア・ショートステイを整備し、子育てに不安や息づまりを感じている親のための子育て支援を強化する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 300億円、2019年度予算額 1,474億円の内数】

【要望先：子ども家庭局】

(10) 児童相談所における医療的機能強化等事業の整備

児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備を図るため、児童虐待防止対策支援事業の医療的機能強化等事業について、児童相談所に医師を配置する場合についても国庫補助対象とする。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 10 億円】

【要望先：子ども家庭局】

(11) 妊産婦医療費助成制度の整備

妊産婦が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、自己負担のない妊産婦の医療費助成制度をすべての自治体ができるよう国による財政措置を実施する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 270 億 6,000 万円】

【要望先：子ども家庭局】

1.4. 学校保健の推進

(1) 学校における教職員の働き方改革の推進

中央教育審議会答申「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に基づく教職員の健康管理の充実に向けた労働安全衛生管理体制整備の推進のため、都道府県、市町村の教育委員会に産業医、保健師等を配置する。併せて地方財政措置の拡充を図る。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 17億5,000万円、
2019年度予算額 17億5,000万円(1/1)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

(2) 学校保健推進のための連携の仕組みの構築

「第三期教育振興基本計画」にある学校保健分野の連携の重要性を踏まえ、教育委員会・医師会等関係機関による連携の仕組みづくりを推進する。このための財政的支援として、学校保健推進事業、がん教育総合支援事業その他補助事業の拡充を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1億7,600万円、2019年度予算額 9,400万円(1/1)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

(3) 児童生徒等の健康課題の多様化に対応した健康教育の基盤の整備

児童生徒等の健康課題の多様化に中心的役割を果たしている養護教諭の複数配置基準の引き下げや、専門科医師の配置増、学校医報酬の増額および機器等の充実、また望ましい生活習慣を確立するための基礎となる食育の充実や栄養教諭の配置促進のための財政的支援を行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 74億円、2019年度予算額 74億円(1/1)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

(4) 特別支援学校等における医療的ケアの充実

障害者差別解消法に伴う特別支援学校等での医療的ケアが必要な児童生徒の増加に伴い、それに対応できる専門知識を持つ看護師の配置を特別支援学校のみならず普通学校への拡充と共に、医療的ケア児の通学に関し送迎車両への看護師の同乗等に対する支援を行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 50 億円、2019年度予算額 50 億円(1/3)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

(5) SNS やネットによるいじめ防止および依存による生活習慣病の防止

児童生徒等に対し学習や日常生活におけるインターネット等の適切使用の啓発を更に進め、SNS やネットを使ったいじめや犯罪の防止および WHO の国際疾病分類にゲーム障害が盛り込まれたことを踏まえ、過度のネット使用による依存症や生活習慣病の予防を推進する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 8,750 万円、2019年度予算額 8,750 万円(1/1)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

(6) 公益財団法人日本学校保健会の運営基盤の充実、強化

学校保健に関する文部科学省の意向を実現するため、学校保健関係者が一体となって学校保健を推進している同会は、現代の子どもたちが抱える健康課題の解決にさらに積極的な役割を果たしていく必要があり、同会を財政的に安定させることが必要である。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 1 億円、2019年度予算額 4,442 万円(1/1)】

【要望先：文部科学省初等中等教育局】

1.5. 産業保健の推進

(1) 産業医・産業保健機能の強化

ストレスチェック制度を通じたメンタルヘルス対策の推進とともに、働き方改革実行計画において示されている治療と仕事の両立支援に係る産業医の能力向上や相談支援機能の強化を図ることが求められている。これらのことから、以下の事業のさらなる拡充を図る。

- 1) 労働者 50 人未満の事業者に対するメンタル不調の予防対策への助成支援
- 2) 事業者、労働者に対する産業保健活動の周知・啓発
- 3) 産業医等医療関係者への研修の充実
- 4) 産業保健総合支援事業の充実 等

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 52 億円、2019 年度予算額 48 億円(1/1)】

【要望先：労働基準局】

(2) 治療と就労の両立支援の推進

治療と仕事の両立支援の環境整備を図るために、以下の事業の拡充を図る。

- 1) 両立支援に取り組む労働者 50 人未満の事業者への助成（意見書作成費用等）
- 2) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発
- 3) 主治医、事業場・産業医、労働者（患者）間の調整を行う両立支援コーディネーターの養成
- 4) 主治医、事業場、産業医の連携のためのマニュアル作成・普及
- 5) がん・難病、脳卒中、糖尿病、肝疾患等の疾患別のサポートマニュアル作成・普及 等

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 40 億円、2019 年度予算額 29 億円(1/1)】

【要望先：労働基準局】

1.6. 特定健診・特定保健指導事業の推進

(1) 特定健診・特定保健指導事業の実施体制の充実

特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた事業を行う。

1) 特定健診とがん検診を同時実施できる体制整備に対する補助

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 8億 6,000万円、
2019年度予算額 1億 1,000万円(1/2)】

【要望先：健康局、保険局】

2) 特定健診・特定保健指導の実施費用（健診項目追加）に対する財政支援

生活習慣病の予防の成果をあげるためには、特定健診・特定保健指導の実施率向上は必須であり、受診者に魅力ある健診となすべく健診項目の充実と医療保険者の積極的な取り組みに伴う財政負担を軽減するための助成額の増額を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 88億円(1/1)】

【要望先：健康局】

3) 健診実施機関のシステム変更に対する費用の補助

- ① 消費税引き上げ対応、後期高齢者健診の質問票見直し、基本的な健診項目及び詳細健診項目の実施基準の変更、及び健診データ電子化のための標準仕様の改訂、特定保健指導の健診実施時への対応と支援形態の変更等に対しては、健診実施機関及び請求代行機関に大掛かりなシステム改修が必須とされる。また、データの電子化のためのネットワーク接続、セキュリティ対策が必要であり、保険者のみならず健診実施機関及び代行請求機関等の関係機関への財源を補助する。
- ② 40歳以上の事業主健診データを企業から保険者へ移行するため、日本医師会及び健診関連団体において策定された健診標準フォーマットを用いて、

健診実施機関が一元化されたデータ仕様で企業及び保険者にデータ提供するためのデータ収集システムを含めた体制整備のための財政支援を求める。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 105億円(1/1)】

【要望先：保険局】

1.7. 生活習慣病、がん、難病対策等疾病の予防と対策

(1) 生活習慣病対策の推進

1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究費の充実

健康寿命の延伸のためには、糖尿病対策において各地域の糖尿病対策推進会議を活用した普及啓発活動が望まれる。また、糖尿病の重症化予防のためには多職種連携が重要であり、地域の実情に応じた連携システムの整備、及び地域から国の中核機関への連携体制の構築に向けた多角的な研究を進める。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 20 億円、2019年度予算額 13 億円(1/1)】

【要望先：健康局】

2) 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例の横展開を全国的に進める。対象者への早期介入・治療のため、各地域の医師会・糖尿病対策推進会議等の糖尿病対策に係る様々な関連機関、自治体等の連携を促進させる。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1 億円、2019年度予算額 6,000 万円(1/1)】

【要望先：保険局】

3) COPD（慢性閉塞性肺疾患）の早期発見、早期治療に向けた取組の更なる充実

健康日本 21（第 2 次）の基本的な方針において、COPD への対策は健康寿命の延伸を図る上で重要な課題であると位置づけられた。発症予防と重症化予防、認知度の向上が必要であることから、国民への普及・啓発の更なる推進や地域における取組の促進を図る。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 10 億円(1/1)】

【要望先：健康局】

4) アレルギー疾患対策の充実

アレルギー疾患は、全年齢層が罹患する疾患であり、アレルギー疾患では多岐にわたる臓器が関係し、幅広い知識が必要とされる。日常診療におけるかかりつけ医の役割は重要であり、基本的知識・技術を習得し、アレルギー疾患医療全体を底上げすることが求められている。そのため、アレルギーに関する情報の周知・研修・教育事業への助成、ガイドライン等の普及に対する補助を増額する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2 億円(1/1)、2019年度予算額 9,300 万円(1/2)】

【要望先：健康局】

5) 慢性腎臓病（CKD）対策の充実

増え続ける新規透析導入患者を減少につなげるため、慢性腎臓病の適切な治療、管理が必要である。慢性腎臓病対策を推進するため、地域（都道府県、市町村）における専門医と非専門医との医療連携体制の構築、整備に対する支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 6,000 万円(1/1)、2019年度予算額 3,000 万円(1/2)】

【要望先：健康局】

6) 慢性疼痛対策の充実

2010年に取りまとめられた「慢性の痛みに関する検討会」の提言に基づき、慢性の痛みを有する患者に対する施策の更なる充実を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 4 億円、2019年度予算額 2 億 4,000 万円(1/1)】

【要望先：健康局】

(2) がん対策の推進

1) 国の責務としてのがん検診の実施

がん検診受診率向上のため、国の責務として、以下のがん検診の更なる充実を図る。

- ① 特定健診と同時実施できる体制整備など、より実効的ながん検診受診率向上に向けた取組みの強化
- ② がん検診における精度管理の徹底
- ③ 安全ながん検診の実施のための設備投資等の体制整備に対する財政措置

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 32 億円、2019 年度予算額 16 億円】

【要望先：健康局】

2) 企業（職域）におけるがん検診の実態把握と精度管理の徹底

現行の企業（職域）におけるがん検診の実態を把握したうえで、対策型検診の指針に準じて、精度管理が徹底された検診の普及を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2 億円、2019 年度予算額 8,000 万円】

【要望先：健康局】

3) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

がん対策基本計画の重点課題のひとつである「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」のため、緩和ケアを提供する体制を整備するとともに、心不全等、がん以外の疾患に関する緩和ケアに対する取組を充実する。

地域の医師を対象とした研修会の充実を図り、地域における緩和ケアの取組を推進する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 7 億円、2019 年度予算額 4 億円】

【要望先：健康局】

4) 就労とがん治療の両立支援等、がんサバイバー支援の充実

がんと共生しながら社会参加が可能となるために、休職制度、通院しながらの通学通勤が可能となる体制の整備、相談窓口等の明確化等を推進する。また、がんサバイバーやその家族と医療者等が交流できる場の各地域での整備を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 40 億円、2019 年度予算額 27 億円】

【要望先：健康局】

5) がん登録の推進

がん登録制度の運用に伴う費用の医療機関への財政措置

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 11 億円、2019 年度予算額 6 億 9,000 万円】

【要望先：健康局】

(3) 難病対策（小児慢性特定疾病を含む）の充実

1) 研修会費用の補助

難病（小児慢性特定疾病を含む）対策の見直しに伴い発生する、関係学会専門医以外の医師が指定医となるための研修会開催費用の財政支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 1 億円(1/1)、
2019 年度予算額 5 億 1,000 万円の内数(1/2)】

【要望先：健康局】

2) 難病拠点病院との地域連携構築のための補助

地域の難病患者に対する支援を強化するためには、難病拠点病院、診療所をはじめとする医療機関との連携を促進する必要がある。医療機関が容易に活用できる連携システムの構築のための費用の財政支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 8 億円、2019 年度予算額 5 億 6,600 万円(1/2)】

【要望先：健康局】

3) 難病医療費助成対象疾病の拡大および小児慢性特定疾病の成人移行（トランジット）への対応

現行の医療費助成対象疾病（331 疾病）を拡大するとともに、小児慢性特定疾病患者が成人移行（トランジット）した際に引き続き医療費助成の対象とし、患者の支援を拡大する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 1,500 億円(1/2)、
2019 年度予算額 1,083 億 9,400 万円】

【要望先：健康局】

4) 難病に関する研究の充実

難病（小児慢性特定疾病を含む）に関する研究をさらに推進し、これら疾病の病態解明に努め、新たな治療法の開発を促進する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 300 億円(1/1)、2019 年度予算額 99 億 2,800 万円】

【要望先：健康局】

(4) 精神保健対策の充実

1) 精神科救急医療の充実

精神科救急情報センターを整備し、救急医療情報センターや救急医療機関との連携を推進するとともに、身体合併症に対応できる医療機関を確保するなど精神科救急医療体制の充実を図ること。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 30 億円、2019 年度予算額 17 億円】

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

障害保健福祉圏域ごとの医療・保健・福祉関係者による協議の場の設置を促進し、医療機関によるアウトリーチを含め精神障害者の地域生活を支える体制を拡充すること。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 9 億円、2019 年度予算額 5 億 7,000 万円】

【要望先：社会・援護局】

3) 自殺対策の推進

未だ高水準である自殺者の減少を図るべく、うつ状態・うつ病への早期介入を可能にするため、精神保健福祉センター等における、相談機能の体制整備を図ること。また、地域包括支援センターにおいて、うつ病にも対応できるよう、うつ病対応力をもつ精神科の医師、及び精神保健福祉士等の配置等を行うこと。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 40 億円、2019 年度予算額 31 億 4,000 万円】

【要望先：社会・援護局】

4) 依存症対策の推進

①アルコール健康障害や薬物依存症に対応可能な医療機関の体制整備を行うとともに、依存症に関する専門的研修を行うなど、依存症対策の充実を図ること。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 10 億円、2019 年度予算額 8 億 1,000 万円】

【要望先：社会・援護局】

②ギャンブル等依存症患者にとって必要な専門的治療や支援を十分に受けられる体制整備が必要であることから、相談、医療体制の充実を図ること。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 10 億円、2019 年度予算額 8 億 1,000 万円】

【要望先：社会・援護局】

1.8. 感染症予防への予算確保

(1) 安全な予防接種実施の推進

予防接種に関する間違い防止のため、接種医療機関に対する啓発・情報提供や、医療機関向け予防接種管理システム及びワクチン管理システム開発等による安全な予防接種実施のための環境整備を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 3億円(1/1)、2019年度予算額 1億9,000万円】

【要望先：健康局】

(2) 不測の事態に備えた余裕のあるワクチンの供給、流通体制の整備

災害等によりワクチンの供給や流通が制限され、定期接種が実施できないような事態が起こらぬよう、余裕のあるワクチン供給と余剰分の国の買い上げ制度などの体制を整備する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 40億円】

【要望先：健康局】

(3) おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンの定期予防接種への拡大

わが国の将来を担う子どもたちを感染症から守るため、おたふくかぜ、ロタなど、ワクチンで予防できる疾患のワクチンの定期接種化を実現する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 600億円(地方交付税)】

【要望先：健康局】

(4) 新型インフルエンザ等の感染症対策の充実

1) 広報活動の拡充

新型インフルエンザ等の感染症発生時の受診手順、受診の際の留意事項のリーフレット、ポスター作成など、国民に対する広報活動を拡充する。

2) 対応体制の整備と充実

発生時における医療機関の対応体制を整備、充実する。

3) すべての医療機関等における対応体制の整備と充実

①すべての医療機関等における PPE（個人防護用具）、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄に対する支援を継続、拡充する。

②各地域における感染症病床および陰圧室の拡充とそのための補助の継続、拡充を図る。

③院内感染防御施設を設置するすべての医療機関に対する補助を創設する。

4) 新型インフルエンザ等発生時等の有事に備えた病床確保対策の推進

結核病床を削減する場合において、有事における再活用のための補助制度を創設する。

【前年度継続要望】

【<増額>2019 年度予算額 284 億円の内数】

【要望先：健康局】

(5) 予防接種に係る適切な交付基準額を設定し財源の確保

【前年度継続要望】

【<増額>2019 年度予算額(地方交付税)】

【要望先：健康局】

(6) ワクチン接種の副反応に対する被害救済制度の拡充と接種者の免責制度の創設

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 24 億円、2019 年度予算額 12 億円】

【要望先：健康局】

(7) 薬剤耐性（AMR）対策の推進

適正な感染症診療、抗微生物薬適正使用の普及啓発

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 1 億円、2019 年度予算額 400 万円】

【要望先：健康局】

(8) 人獣共通感染症対策の推進

ワンヘルスの理念のもと、高病原性鳥インフルエンザ等、人と動物の双方に重篤な危険を及ぼす人獣共通感染症に対して、医師、獣医師を含めた国際連携を強化、推進する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 5 億円、2019 年度予算額 2,600 万円】

【要望先：健康局】

(9) マスギャザリングにおける感染症対策の充実

東京オリンピック・パラリンピック等、国際的なマスギャザリング（集団形成）における感染症対策が求められている。特に、麻しん風しんは予防接種により防ぐことができることから、免疫を持たない全ての世代に対し、確実な接種を行うなど、必要な対策を推進する。

【今年度新規要望】

【<増額>2020 年度要望額 10 億円、2019 年度予算額 4 億 1,000 万円】

【要望先：健康局】

2. 働き方改革への予算確保

(1) 医療のかかり方の普及・啓発

1) かかりつけ医機能に関する普及啓発活動支援事業

適切な医療のかかり方を推進するため、地域医師会等による住民や患者・保護者を対象とした、かかりつけ医をもつていただくための広報、初期救急医療や#8000等に関わる啓発等の活動を支援する(大病院受診時の定額負担導入の趣旨説明含む)。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(2) 医療機関連携の推進

1) 地域のかかりつけ医機能の持続に向けた支援

下記事業により地域でかかりつけ医機能を担ってきた診療所の存続を図ることで、当該地域における医療機関間の役割分担や連携を推進する。

- ① 都道府県医師会等による診療所第三者事業承継支援事業
- ② 病院等の定年退職医師のセカンドキャリア支援事業

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/2)】

【要望先：医政局】

2) かかりつけ医機能及び身近な入院機能を担う中小病院や有床診療所への支援

医師の働き方改革と救急医療に関する日本医師会緊急調査(2019年3月)により一部の救急医療機関で新たな労働法制への対応が困難なことが判明した。特に人員や資金が限られている民間医療機関への支援(医師増員含む)で3次救急医療機関等との機能分担を図る。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/2)】

【要望先：医政局】

(3) 医療従事者へのタスクシフト推進のための支援

1) 看護師の負担軽減策としての准看護師活用支援

医師からタスク・シフティングを受ける看護師の勤務激化防止のため、診療所等に多く就業する准看護師の養成を強化し、病院が多くの看護師を確保することができるよう支援する。具体的には、地元定着率等に着目した准看護師養成所の教育環境を改善する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 3億円(1/1)】

【要望先：医政局】

2) 看護補助者の処遇改善

看護職員が、医師からタスク・シフティングを受け、また本来業務に専念できるよう、近年処遇改善のための公的支援を受けてきた介護職員と同様に、看護補助者の処遇改善を図り、優良な人材の確保や就業の継続（介護施設等への転職抑止）を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 690億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(4) 医療事務補助者の育成支援

1) 全国における医療秘書養成の推進

14 県医師会による医療秘書養成の他都道府県への拡大及び全国的な質の向上を行う。

- ① 医療秘書の養成開始（施設・設備整備、当初運営費補助等）
- ② 医療秘書学院の教育設備、講師の確保・研修等
- ③ 全国共通の試験の実施（試験問題作成、印刷、発送、解析等）

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 5億 8,500万円】

【要望先：医政局】

2) 医療秘書等の養成・就業支援

医師の勤務環境を改善するとともに、医師が本来業務に専念し仕事にやりがいを持てるよう、特に医学的知識の習得に教育の重点を置いた医療秘書養成機関の運営を支援する。養成機関や都道府県医師会等による医療機関への就職相談・就職支援活動も推進する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 2億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(5) 医療機関経営への支援

1) 医療機関の勤務環境マネジメント向上支援

医師の新たな働き方が 2024 年度から始まると、地域医療確保暫定特例水準の医師がいる医療機関では医師労働時間短縮計画の作成による PDCA の実施が義務化される。このため、今から病院長をはじめとする管理者の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図る必要がある。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 1億 5,000万円、2019年度予算額 4,800万円(1/1)】

【要望先：医政局】

2) 医療勤務環境改善支援センターにおける労務管理支援事業の充実、更なる強化

医師の働き方は 2018 年度中に最終的結論を得、その後、2024 年 4 月から新しい制度下での医師の働き方がスタートする。こうしたスケジュールを踏まえると、2019 年度からは、これまで以上に勤務環境改善の取り組みが進展していくと考えられ、医療勤務環境改善支援センターの労務管理支援事業の予算拡充が必要となる。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 7億 5,000万円、2019年度予算額 5億円(1/1)】

【要望先：労働基準局（労働保険特別会計）】

3) 地域の医療機関におけるタスク・シフティング等勤務環境設備整備支援

地域・診療科の医師偏在や看護職員不足の中、地域住民のかかりつけ医機能と身近な入院機能を担っている中小病院等に対し、医師からのタスク・シフティングによる看護職員等の勤務激化防止、勤務環境の改善に資するため、什器・備品や ICT 機器等の導入を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 9 億 4,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

4) タスク・シフティング等勤務環境改善推進

タスク・シフティングなどの勤務環境改善の先進的取組を行う医療機関に必要経費を補助し、効果・課題の検証を実施するとともに当該取り組みを評価し周知することにより普及を図る。また、都道府県医師会等による会議開催や好事例の普及等を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 6 億 9,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(6) 女性医師支援・男女共同参画

1) 「女性医師支援センター事業」の継続、拡充

同事業は、女性医師がライフステージを通じて働くことのできる柔軟な勤務形態導入の促進や勤務環境の改善を図ることにより、医師確保対策に資する事業であり、継続と更なる充実を図る。特に事業の中核である女性医師バンクについては、一層の拡充を図る。

2) 女性医師の就業・復職支援（女性医師バンク）

就業継続・復職を希望する女性医師からの育児（病児保育等含む）・介護等に関する相談機能の充実を図り、ライフステージにマッチする就業先を斡旋する。また、就業成立件数の増加に向け、広報活動の更なる強化を図り、都道府県医師会等との連携を促進する。

3) 女性医師のキャリア形成・継続支援

病院長等や若い世代の医師に対し、各種講習会の開催を通じ、男女共同参画やワークライフバランスについて啓発を行うほか、育児中の医師に対する支援も行う。加えて、地域における女性医師支援活動を促進するためのシンポジウムや懇談会を開催する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額2億1,211万円、2019年度予算額1億4,062万円(1/1)】

【要望先：医政局】

3. オリンピック・パラリンピック対策への予算確保

3.1. 外国人医療対策

地域医療を守りつつ、訪日・在留外国人の急な傷病に対しても適切な医療がなされるよう、以下の対策を実施する。

(1) 外国人医療対策の推進

電話医療通訳（都道府県単位の団体契約）、救急現場、受付や会計等の説明でのICT活用、問診表や同意書等各種様式の提示、医療通訳の質の確保、外国語対応可能なMSWや外国人医療コーディネーターの養成・確保、患者・医療機関向け情報サービスの充実を図る。

【前年度継続要望】

【＜一部新規＞2020年度要望額 10億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(2) 外国人患者受け入れ医療機関の整備

外国人患者を受け入れる医療機関を地域ごとに整備し（偏在解消）、医療機関間の役割分担を図る。また、地域の医療機関、旅行代理店や宿泊施設等への周知を徹底する。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 1億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(3) 外国人患者受け入れ体制の整備

以下の体制整備を支援する。

- 1) 行政、都道府県医師会等の関係団体、救急搬送機関、旅行・宿泊事業者団体等が連携する協議会
- 2) ワンストップ窓口
- 3) 行政や都道府県医師会等による医療機関向けセミナー（ワンストップ窓口、診療報酬額・通訳費徴収の考え方、受入医療機関リスト等）

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 2 億 5,000 万円(2/3)】

【要望先：医政局】

(4) 外国人患者を対象とする医療・健康電話相談事業の導入

在留・訪日外国人患者の医療需要増への対応や患者・家族の不安解消のため、外国語で専門的な説明を行うことのできる看護師や高度な技術を有する医療通訳を養成・確保し、コールセンター方式等で電話相談事業を導入する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(5) 未収金、医事紛争のリスクヘッジの推進

都道府県医師会等による未収金発生に備えた損害保険の整備やセミナーの開催（ガイドブック等の配布）、手術等の説明支援（医療通訳、外国語説明資料作成）や裁判籍の明記を含む診療契約書モデルの作成等により、リスクヘッジを図る。紛争時の医業経営支援も行う。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 5 億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(6) 未収金や高額諸費用の発生時の支援

地方単独事業となっている医療機関未収金対策支援事業を復活させ、その周知徹底を図る。また、外国保険会社や外国公館等とのコーディネーター費用、患者・遺体の国外搬送（医師等の付添費用含む）等で、医療機関が一時負担せざるを得ない場合の支援を行う。

【今年度新規要望】

【<復活>2020 年度要望額 10 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(7) キャッシュレス化推進に向けた整備

多数の患者が利用する医療機関は、キャッシュレスの推進に欠かせない重要施設である。そのため、カードリーダー導入費や手数料補助、医師会等によるアクワイアラ（加盟店獲得・管理会社）やシステム会社等との集団契約の推進、関連セミナーの開催を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年要望額 100億円(1/1)】

【要望先：医政局、経済産業省商務サービスグループ】

3.2. マスギャザリング災害対策

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等における集団災害医療対策

東京オリンピック・パラリンピック等の会場や周辺地域、交通ターミナル、イベント会場等、多数の者が同一時間帯に集う場での集団災害の減災のため、地域の関係者間の連携会議、集団災害医療研修及び熱中症等の対策等を図る。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 5,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(2) マスギャザリングにおける感染症対策の充実（再掲）

東京オリンピック・パラリンピック等、国際的なマスギャザリング（集団形成）における感染症対策が求められている。特に、麻しん風しんは予防接種により防ぐことができることから、免疫を持たない全ての世代に対し、確実な接種を行うなど、必要な対策を推進する。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 10億円、2019年度予算額 4億1,000万円】

【要望先：健康局】

(3) 地域の医療関係者、医療機関を対象とした CBRNE テロ災害時のワンストップ窓口の整備

近年の CBRNE(Chemical,Biological,Radiological,Nuclear,Explosive)テロはソフトターゲット化している。地域の医療関係者が競技会場や大規模イベント会場等で災害に遭遇したり、患者の大量発生時には地域の一般医療機関が対応せざるを得ない事態も想定されるため、専門的な支援を行うワンストップ窓口を整備する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：大臣官房、医政局】

(4) 特殊災害への対応の推進

CBRNE 等の特殊災害対策を担う公的機関と地域医師会等との連携を推進し、想定される疾患の診断法、除染等の被害拡大防止策、行政への報告制度等の周知、教育を図る。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 4,700 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(5) 地域の医療機関を対象とした CBRNE テロ災害研修の推進

テロ被害者（通常の疾病と誤認した被ばく患者含む）、不安に駆られた被災地等の住民が来院した場合の初期対応（被ばく患者の把握、隔離、除染、搬送、専門機関への連絡、住民説明）に関する研修を支援する（ターニケットによる止血法実習含む）。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：大臣官房、医政局】

(6) 地域医師会等による緊急情報共有システムの整備

CBRNE 災害では早期覚知が困難なケースもあり、地域に被ばくが広がる恐れがある。そのため、地域の医療機関が原因不明またはテロ疑い患者を診察した時

の迅速な情報共有・早期警戒、有用な資料提供のためのシステム整備（SMS 同時配信システム等の利用）を支援する。

【今年度新規要望】

【＜新規＞2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

4. 地域医療への予算確保

4.1. 地域医療介護総合確保基金（医療分）

地域医療介護総合確保基金（医療分）は、2019年度予算で公費分約1,034億円が確保されたが、地域医療構想や医師確保計画等を含む医療計画の推進や介護保険事業計画との整合のため、補正予算を含め大幅増を実現する。また、事業区分間の融通等の柔軟な運用を行う。

4.1.1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

地域医療構想に基づく医療提供体制の構築のために都道府県が計画するものうち、特に有用と思われる以下の項目を優先して採用する。

(1) 地域医療構想調整会議の活性化支援

外来医療機能の偏在対策等の協議の場としても期待されている地域医療構想調整会議の活性化を支援する。

- 1) 都道府県単位の会議の開催、地域医療構想アドバイザーの養成
- 2) 民間中小医療機関に対する調整会議の内容の広報
- 3) 外来、介護連携等のための部会の設置

(2) 地域のかかりつけ医機能の持続に向けた支援

下記事業により地域でかかりつけ医機能を担ってきた診療所の存続を図ることで、当該地域における医療機関間の役割分担や連携を推進する。

- 1) 都道府県医師会等による診療所第三者事業承継支援事業
- 2) 公立病院等の定年退官医師のセカンドキャリア支援事業

(3) かかりつけ医機能及び身近な入院機能を担う中小病院や有床診療所への支援

医師の働き方改革と救急医療に関する日本医師会緊急調査（2019年3月）により一部の救急医療機関で新たな労働法制への対応が困難なことが判明した。特に人員や資金が限られている民間医療機関への支援（医師増員含む）で3次救急医療機関等との機能分担を図る。

（4） 在宅医療機能を担う診療所、中小病院の確保

高齢者増や、地域医療構想による機能分化の結果追加的に発生する在宅医療の需要に対し、在宅医療を担おうとする医師や看護職員の養成・確保策（啓発、在宅医への同行、研修等）を実施することで、他の医療機関との機能分化・連携を図る。

（5） 持続可能な地域医療情報連携の推進

地域医師会等が運営する地域医療情報ネットワークは、多くの医療機関が参加する公共性の高いインフラであるが、当該医師会が経済的な利益を享受するものではない。その保守費用（ランニングコスト）を支援し、ネットワークの持続可能性を高める。

（6） 地域医師会等による医療・介護連携を含む広義のメディカルコントロール体制の機能強化

- 1) 地域医師会や行政を中心とした在宅・介護施設等からの急変患者搬送・受け入れ体制の整備（救急医療機関、一般の医療機関、介護・福祉関係者、消防機関等が参加する協議会、情報システム等）
- 2) 初期救急医療、二次救急医療（人口が減少し、医療資源が少ない地域において、救急医療を担っている医療機関への支援）
- 3) 救急搬送受入困難事例対策（消防法に基づく搬送・受入れ実施基準の充実、コーディネート、空床補償、「必ず受け入れる病院・地域救急医療センター」の整備等）
- 4) 救急医療後の患者を受け入れる後方施設の整備
- 5) 救急医療機関・高度専門的な医療機関から地域の医療機関への転院時の搬送・受入

- 6) 急性増悪した在宅（介護施設含む）高齢患者等の搬送・受入
 - 7) 病院救急車の地域での活用
 - 8) 救急電話相談事業の充実
 - 9) 周産期救急医療の充実、周産期協議会の活性化
 - 10) 小児救急医療の充実、役割分担の推進
- (7) 地域包括ケアシステムや小児・周産期・救急医療等を担う有床診療所に対する支援（人員確保、施設・設備、事業承継）
- (8) 地域医療構想に基づく病床機能の収れん
- 1) 転換を行うために必要な人材の養成・確保（新しい病床機能に従事する看護職員等への研修含む）
 - 2) 機能転換時の病棟の整備（病床が減少した場合の補償含む）
 - 3) 病床の機能分化を進めるための医療機関間連携や医療介護連携を円滑に行う人材養成・配置
 - 4) 医療介護連携に必要な多職種連携の研修の実施

【要望先：医政局】

4.1.2. 居宅等における医療の提供に関する事業

都道府県が計画するもののうち、特に有用と思われる以下の項目を優先して採用する。

- (1) 小児在宅ケアの支援（相談支援専門員等の養成、地域の関係者（保健、医療、介護、福祉、教育、保育等）の連携・研修、保護者のレスパイト等）
- (2) 在宅療養患者の最終段階について、地域医師会等による、家族等や救急隊からかかりつけ医等への連絡体制（ICT活用）の構築、主治医と情報を共有し緊急時に代理として対応する在宅副主治医制の運用への支援
- (3) 在宅医療を担う医師、看護職員等を養成するための啓発事業（例：小児科医を対象とした小児在宅研修（参照：瀬戸旭医師会による「もーやっこ Jr

の広場」開催時の研修)等、在宅の患者・患児や在宅に従事する医療従事者と接する機会の提供)への支援

- (4) 在宅医療・介護の推進に貢献する診療所への支援
- (5) 汎用性が高く、かつ継続性が担保された ICT の整備
- (6) 地域住民に対する在宅医療に関する啓発、理解促進のためのセミナー

【要望先：医政局】

4.1.3. 医療従事者の確保に関する事業

都道府県が計画するもののうち、特に有用と思われる以下の項目を優先して採用する。

- (1) 医師の働き方改革の推進
- (2) 医師少数区域等や、医師不足が顕著な救急医療機関等に赴任した医師について、経済的なインセンティブ付与、学会、赴任元医療機関や高次医療機関等での研修・手術等のための旅費等の支援や代診医確保、当該医師の後任者の確保等の環境整備
- (3) 医師少数区域等に赴任した医師の子弟について、eラーニングなど ICT を活用した教育の支援、進学・進路に関する相談・指導体制の構築
- (4) 地域医療対策協議会の医師偏在対策・医師確保策、医師のキャリア形成支援のための機能強化、活性化
- (5) 医療機関の勤務環境改善への支援（従事者間の労働時間の調整（時間外勤務）、子育てと仕事の両立支援、医療秘書・医師事務作業補助者の養成・研修含む）
- (6) 医療勤務環境改善支援センターの拡充
- (7) 「地域医療支援センター運営事業」の拡充
 - 1) 人員の充実
 - 2) 医療勤務環境改善支援センターとの連携の評価
 - 3) 地域の医療需要の把握、データベース構築、キャリア支援
- (8) ドクターバンクの設置促進、ならびに活性化と全国ネットワーク化の検討

- (9) 准看護師・看護師等養成所に対する支援（県内就業率を考慮した運営費加算、施設・設備整備補助、実習施設の受入れ拡充に対する補助等）の充実
- (10) 看護教員養成講習会、実習指導者講習会の拡充
- (11) 看護学生（社会人を含む）に対する支援（修学資金貸与事業）の充実
- (12) 地域医師会等による看護師・准看護師の生涯教育研修に対する支援の充実（潜在看護職員の再就業支援を含む）
- (13) 医師会等の看護師・准看護師養成所の介護職員の准看護師資格の取得、看護職員のリカレント教育・再教育の場としての活用
- (14) 訪問看護師の育成（潜在看護職員、新人看護職員も含めた訪問看護に関する研修会の開催等）
- (15) リハビリテーション専門職の不足地域における養成所の設置の支援
- (16) 女性医師等就労支援事業の拡充
- (17) 救急勤務医支援事業及び産科医等育成・確保支援への補助

【要望先：医政局】

4.2. 地域医療介護総合確保基金以外における医療の充実

(1) かかりつけ医機能に関する普及啓発活動支援事業（再掲）

適切な医療のかかり方を推進するため、地域医師会等による住民や患者・保護者を対象とした、かかりつけ医をもつていただくための広報、初期救急医療や#8000等に関わる啓発等の活動を支援する（大病院受診時の定額負担導入の趣旨説明含む）。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(2) 地域医療構想調整会議の活性化支援

外来医療機能の偏在対策等の協議の場としても期待されている地域医療構想調整会議の活性化を支援する。

- 1) 都道府県単位の会議の開催、地域医療構想アドバイザーの養成
- 2) 民間中小医療機関に対する調整会議の内容の広報
- 3) 外来、介護連携等のための部会の設置

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(3) 地域のかかりつけ医機能の持続に向けた支援（再掲）

下記事業により地域でかかりつけ医機能を担ってきた診療所の存続を図ることで、当該地域における医療機関間の役割分担や連携を推進する。

- 1) 都道府県医師会や地方自治体による診療所第三者事業承継支援事業
- 2) 病院等の定年退職医師のセカンドキャリア支援事業

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/2)】

【要望先：医政局】

(4) 診療所の事業承継の支援

後継者不足による診療所の廃止を防ぐため、都道府県医師会や地方自治体の仲介により、高齢医師等が経営する診療所の譲受が実現した場合、その譲渡・譲受に係る費用を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 47 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(5) かかりつけ医機能及び身近な入院機能を担う中小病院や有床診療所への支援（再掲）

医師の働き方改革と救急医療に関する日本医師会緊急調査（2019年3月）により一部の救急医療機関で新たな労働法制への対応が困難なことが判明した。特に人員や資金が限られている民間医療機関への支援（医師増員含む）で3次救急医療機関等との機能分担を図る。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4 億 7,000 万円(1/2)】

【要望先：医政局】

(6) 人生の最終段階におけるかかりつけ医機能の推進

在宅療養患者の最終段階について、地域医師会等による、家族等や救急隊からかかりつけ医等への連絡体制（ICT活用）の構築、主治医と情報を共有し緊急時に代理として対応する在宅副主治医制の運用を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4 億 7,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(7) 自由診療・医業類似行為に対する規制強化

医療の安全、国民・患者の医療に対する信頼を守るため、自由診療や医業類似行為の実施状況や市場規模を極力把握し、問題事例の分析・監督官庁間の情報共有を行い、迅速かつ適切な行政指導・処分、刑事告発等の体制を構築する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医政局、経済産業省商務サービスグループ】

(8) タスク・シフティング等勤務環境改善推進（再掲）

タスク・シフティングなどの勤務環境改善の先進的取組を行う医療機関に必要な経費を補助し、効果・課題の検証を実施するとともに当該取り組みを評価し周知することにより普及を図る。また、都道府県医師会等による会議開催や好事例の普及等を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 6 億 9,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(9) 地域の医療機関におけるタスク・シフティング等勤務環境設備整備支援
(再掲)

地域・診療科の医師偏在や看護職員不足の中、地域住民のかかりつけ医機能と身近な入院機能を担っている中小病院等に対し、医師からのタスク・シフティングによる看護職員等の勤務激化防止、勤務環境の改善に資するため、什器・備品や ICT 機器等の導入を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 9 億 4,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(10) 看護師の負担軽減策としての准看護師活用支援（再掲）

医師からタスク・シフティングを受ける看護師の勤務激化防止のため、診療所等に多く就業する准看護師の養成を強化し、病院が多くの看護師を確保することができるよう支援する。具体的には、地元定着率等に着眼した准看護師養成所の教育環境を改善する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 3 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(11) 医療秘書等の養成・就業支援（再掲）

医師の勤務環境を改善するとともに、医師が本来業務に専念し仕事にやりがいを持てるよう、特に医学的知識の習得に教育の重点を置いた医療秘書養成機関の運営を支援する。養成機関や都道府県医師会等による医療機関への就職相談・就職支援活動も推進する。

【今年度新規要望】

【＜新規＞2020年度要望額 2億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(12) 看護補助者の処遇改善（再掲）

看護職員が、医師からタスク・シフティングを受け、また本来業務に専念できるよう、近年処遇改善のための公的支援を受けてきた介護職員と同様に、看護補助者の処遇改善を図り、優良な人材の確保や就業の継続（介護施設等への転職抑止）を支援する。

【今年度新規要望】

【＜新規＞2020年度要望額 690億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(13) 全国における医療秘書養成の推進（再掲）

14 県医師会による医療秘書養成の他都道府県への拡大及び全国的な質の向上を行う。

- 1) 医療秘書の養成開始（施設・設備整備、当初運営費補助等）
- 2) 医療秘書学院の教育設備、講師の確保・研修等
- 3) 全国共通の試験の実施（試験問題作成、印刷、発送、解析等）

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 5億 8,500万円】

【要望先：医政局】

(14) 医師・歯科医師・薬剤師調査の見直し

2020年の医師・歯科医師・薬剤師調査に向けて、医師確保対策、医師の偏在解消策を検討するため、医師の地域を超えた異動・兼職、キャリアパスをより追跡できるよう、精緻化を図ると同時に、詳細なデータを広く提供する（システム改修、データベースの充実等）。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 2,500万円】

【要望先：医政局、政策統括官】

(15) 医師需給に関する必要医師数調査の実施、検討

医師養成数の適正化や、地域や診療科ごとの実態把握、医師確保対策・医師の偏在解消対策の立案に資するため、各医療機関が必要と考えている医師数など、適宜、必要医師数調査を実施する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 1,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(16) 「医療連携体制推進事業」の拡充

医療連携の推進は、地域医師会が主体的役割を担い、地域全体をカバーするものでなければならない。その観点から、本事業の充実を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 6億円、2019年度予算額 229億円の内数(1/2)】

【要望先：医政局】

(17) 共同利用施設整備事業の拡充

共同利用施設整備事業の充実（都道府県が負担できない場合等の柔軟な運用も含む）により、医師会病院等の共同利用施設の整備を図り、地域の医療連携を推進する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 5億円、2019年度予算額 229億円の内数(2/3)】

【要望先：医政局】

(18) 適正なオンライン診療に関する研修事業（遠隔医療従事者研修事業）の充実

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会では、指針（ガイドライン）の見直しの一環として、オンライン診療を実施する医師の研修を必修化したところであり、その充実を行うとともに、医療関係団体等の参加を得て適正化を図る。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 1,500万円、2019年度予算額 650万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(19) 「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業」の充実

専門医不足地域で重要な遠隔医療を、医療の安全や持続性が担保され安定したシステムとしての構築への補助の充実を図る（画像診断センターの補助拡充・施設整備、緊急時対応、システムの汎用性・安定性、画質水準の向上）。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1億円、
2019年度予算額 12億 4,900万円の内数(1/3)】

【要望先：医政局】

(20) 病院・有床診療所の防火対策に係る支援の拡充

特に中小病院・有床診療所の防火設備（スプリンクラー設備、火災通報装置、防火戸等）の整備に係る補助を拡充する。

- 1) スプリンクラー設備整備に係る基準額の増額
- 2) 火災通報装置設置済み医療機関における、自動火災報知設備との連動に係る費用の補助（新規）
- 3) 防火戸の設置、更新に係る補助（新規）

【前年度継続要望】

【<新規・増額>2020年度要望額 250億円、

2019 年度予算額 200 億円(定額補助)

【要望先：医政局】

(21) 院内保育所の無償化の対象拡大

医療機関に設置している院内保育所では、0～2 歳児が多くを占めており、同年齢層を無償化の対象として拡大することにより、医療機関開設者の経営上の負担を軽減し、従事者の働き方を支援する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 40 億円】

【要望先：子ども家庭局】

(22) 医療機関における広告に対するネットパトロールの強化

美容医療を中心とした自由診療での不適切な広告が広がることのないよう、医療機関の広告に対するネットパトロールの更なる充実強化を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度予算額 1 億円、2019 年度予算額 5,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(23) 医療機関以外における広告に対するネットパトロールの強化

ウェブ検索では、医療機関による広告に限らず、医薬品やいわゆる「健康食品」、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師や柔道整復師の施術所による不適切な広告が区別されることなく表示されることから、部局をまたいだ、統合的なパトロール事業を行う仕組み作りを構築する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 2 億円(1/1)】

【要望先：医政局、医薬・生活衛生局】

(24) 在宅医療廃棄物への対応・整備・教育

在宅医療廃棄物取扱いガイド改定版作成（前回 2008 年 3 月作成）、在宅廃棄物（自己注射針等）の回収ボックスを設置する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 3,000 万円(1/2)】

【要望先：環境省大臣官房】

(25) 水銀に関する水俣条約及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律を受けた水銀血圧計・水銀体温計の廃棄方法の整備

複数の都道府県医師会・郡市区医師会により行われている水銀血圧計・水銀体温計の回収促進事業の全国への拡大を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 4 億円(1/3)】

【要望先：環境省大臣官房】

(26) 透析医療機関からの排水処理に関する中和処理の普及推進

透析医療機関による排水の中和処理等の対策実施のため、導入が容易な中間処理方法の開発、啓発・周知徹底を支援し、下水道管の損傷、道路陥没等の事故を未然に防ぐ。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4 億 7,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(27) 健康食品安全対策の推進

地域のかかりつけ医等において、健康食品による健康被害事例（疑いの場合も対象とする。また、患者の自己判断による多量摂取、多品種摂取の事例を含む）を把握した際、診断、治療や患者への指導に有用な情報を簡便に入手できるデータベースを構築する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医薬・生活衛生局】

4.3. 救急医療の充実

4.3.1. 地域包括ケアシステムにおける救急搬送・救急医療の機能強化

(地域医師会等による医療・介護連携を含む広義のメディカルコントロール体制の機能強化)【再掲】

- (1) 地域医師会や行政を中心とした在宅・介護施設等からの急変患者搬送・受け入れ体制の整備（救急医療機関、一般の医療機関、介護・福祉関係者、消防機関等が参加する協議会、情報システム等）
- (2) 初期救急医療、二次救急医療（人口が減少し、医療資源が少ない地域において、救急医療を担っている医療機関への支援）
- (3) 救急搬送受入困難事例対策（消防法に基づく搬送・受入れ実施基準の充実、コーディネート、空床補償、「必ず受け入れる病院・地域救急医療センター」の整備等）
- (4) 救急医療後の患者を受け入れる後方施設の整備
- (5) 救急医療機関・高度専門的な医療機関から地域の医療機関への転院時の搬送・受入
- (6) 急性増悪した在宅（介護施設含む）高齢患者等の搬送・受入
- (7) 周産期救急医療の充実、周産期協議会の活性化
- (8) 小児救急医療の充実、役割分担の推進

4.3.2. 救急医療体制の充実

- (1) かかりつけ医機能及び身近な入院機能を担う中小病院や有床診療所への支援（再掲）

医師の働き方改革と救急医療に関する日本医師会緊急調査（2019年3月）により一部の救急医療機関で新たな労働法制への対応が困難なことが判明した。特に人員や資金が限られている民間医療機関への支援（医師増員含む）で3次救急医療機関等との機能分担を図る。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 4 億 7,000 万円(1/2)】

【要望先：医政局】

(2) 地域における病院救急車の活用支援

地域医師会等による、特定の病院が保有する救急車の在宅急変患者の搬送、転院搬送等への活用システムを支援し、救急搬送・救急医療現場の働き方改革を推進する。

- 1) 病院救急車活用に関する会議費、住民広報費
- 2) 病院救急車に搭乗する救急救命士等の人件費

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 9 億 4,000 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(3) 子ども医療電話相談事業の全国センター設置

子ども医療電話相談事業（#8000）の深夜帯での実施推進及び全国的な質の向上を図るため、全国協議会の開催、全国センターの設置を支援する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 14 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(4) 救急安心センター事業（#7119）の全国拡大

救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必要な患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる救急安心センター事業（#7119）の全国への拡大、社会全体で共有するトリアージ体系事業が、子ども医療電話相談事業（#8000）と連携して 24 時間 365 日体制で全国的に展開されるよう、国として必要な支援策を講じる。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 14 億円(1/2)】

【要望先：総務省消防庁】

(5) ドクターヘリの広域展開、全国拡大、夜間飛行、複数機導入への支援

ドクターヘリ事業の補助額増と実施地域の拡大、広域展開の推進、夜間飛行（定点飛行等）、複数機導入に向け、ヘリポートや給油ポイント、高速道路上の離着陸、夜間照明等の整備、航空会社の負担軽減等により、救命救急医療へのアクセスの地域格差是正を図る。

【前年度継続要望】

【＜増額＞2020年度要望額 110 億円(1/2)、2019 年度予算額 229 億円の内数】

【要望先：医政局】

(6) メディカルウイング（ドクタージェット）の導入支援

メディカルウイング（ドクタージェット）は、持続的な振動がなく短時間で長距離搬送が可能であり、継続的な管理を要する患者に対し、他の航空手段と比較して優位である。メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）運航支援事業を全国複数箇所に拡充する。

【前年度継続要望】

【＜増額＞2020 年度要望額 12 億円(2/3)、2019 年度予算額 1 億 2,500 万円】

【要望先：医政局】

(7) 救命救急センターの新たな充実段階評価に伴う支援

地域では重要な役割を果たしているが医師不足等で低評価となるセンターを支援する。

- 1) 専門医不足診療科、医師の負担軽減計画実現への支援
- 2) 消防機関の搬送受入要請対応への支援（要員確保、記録体制等）
- 3) 勤務医師のメディカルコントロール体制、救急医療情報システムの関与への支援

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020 年度要望額 3 億円(1/3)】

【要望先：医政局】

(8) 周産期母子医療センターへの評価に伴う支援

地域では重要な役割を果たしているが医師不足等で低評価となるセンターを支援する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 1億円(1/3)】

【要望先：医政局】

(9) 私的 2次救急医療機関への助成に係る地方財政措置の拡充

2010年度に創設された特別交付税措置に関し、①措置額の充実、及び②対象医療機関の拡大（2次救急医療機関として医療計画に位置づけられてはいないが、患者の受入実績が一定程度ある救急告示医療機関への拡大）を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 10億円、2019年度予算額(特別交付税)(1/1)】

【要望先：総務省消防庁】

(10) 共同利用型病院運営事業の増額

医師会病院等が休日夜間に病院の一部を開放し、地域医師会の協力で実施する「共同利用型病院方式」の補助額増額により、2次救急医療体制の充実を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 3億円、2019年度予算額 229億円の内数(1/3)】

【要望先：医政局】

(11) 救急医療にかかわる教育の推進

日本版救急蘇生法ガイドライン、救急蘇生法の指針に基づき、開業医師を主たる対象とした ALS（二次救命処置）研修会費の補助やインストラクター養成のための研修会費を支援する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 3億円(1/2)】

【要望先：医政局】

(12) へき地・離島における医師、医療機関への支援

離島巡回診療へり運営事業の拡大や、へき地・離島の医師に対する ALS（二次救命処置）研修を推進する（研修会運営費、機器導入費等）。

【前年度継続要望】

【<増額>2020 年度要望額 3 億円(1/2)】

【要望先：医政局】

5. ICT・AI・IoT 活用への予算確保

(1) 全国保健医療情報ネットワークの整備

全ての医療機関等が接続できる全国保健医療情報ネットワークの構築・運用は国策となっている。これまでの各種実証事業のノウハウを活かし、2020年度内に本格稼働させるべくインフラ整備を行うと共に、ネットワーク運営主体に対する積極的支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 20億円、
2019年度予算額 18億円

(内 厚生労働省：9億2,000万円、総務省：8億8,000万円) (1/1)】

【要望先：医政局、保険局、政策統括官、総務省】

(2) 医療等 ID の実現に向けた基盤整備

2020年度内に運用開始が予定されている医療等 ID について、マイナンバー制度およびオンライン資格確認システムのインフラを最大限活用しつつ、発番・管理プラットフォームの運営主体の設置およびシステム構築を行い、実運用できる体制を整備する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 43億円、
2019年度予算額 2億7,000万円 (+2018年度予算 43億円の大半を繰越) (1/1)】

【要望先：政策統括官】

(3) 保健医療福祉分野認証基盤 (HPKI) の利用環境と一層のセキュリティ基盤の整備

HPKI を利用するための医師資格証の全ての医師への普及および利用環境整備のため、基盤の要となる認証局の運営に係る財政的支援を行う。さらに、医療機関等の組織の認証に関わる基盤整備を行うための検討および財政的支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2億円、2019年度予算額 2,800万円(1/1)】

【要望先：政策統括官、医政局】

(4) 医療情報連携の推進及び適切な活用のための環境整備

医療分野における情報連携においては、医療情報交換のための標準化および情報システムのガイドライン等の基準に合致したネットワーク回線の安全性や医療情報取扱いの適切さを評価する組織の積極的活用および支援を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 5 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(5) 医療情報化支援基金の積み増し

2019年度予算で創設される「医療情報化支援基金」により、医療機関等のオンライン資格確認導入および標準規格で連携可能な電子カルテシステム導入に対する財政支援が行われるが、導入を希望する全ての医療機関等が享受できるよう、基金への積み増しを行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 300 億円(1/2)、

2019年度予算額 300 億円】

【要望先：医政局、保険局】

(6) 次世代医療基盤法の円滑な運用のための広報・啓発活動

次世代医療基盤法の円滑な運用においては、国が認定する認定匿名加工医療情報作成事業者に対して医療情報を提供する患者・国民および医療機関の理解と協力が必要不可欠であるため、国として広報・啓発活動を大規模かつ積極的に実施する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1 億円、2019年度予算額 6,000 万円：内閣府(1/1)】

【要望先：政策統括官、内閣府、文部科学省、経済産業省】

(7) AI・IoT 研究・開発支援

今後、様々な形で医師による診療を補助する役割を担っていくことになる AI、IoT 技術の研究・開発には、多額の費用負担が見積もられる。将来的に診療現場に導入、活用していくことを視野に入れ、ハード・ソフト両面での財政支援を行う。

【今年度新規要望】

【<継続>2020 年度要望額 13 億円(1/1)、2019 年度予算額 13 億円(1/1)】

【要望先：大臣官房】

(8) キャッシュレス化推進に向けた整備（再掲）

多数の患者が利用する医療機関は、キャッシュレスの推進に欠かせない重要施設である。そのため、カードリーダー導入費や手数料補助、医師会等によるアクワイアラ（加盟店獲得・管理会社）やシステム会社等との集団契約の推進、関連セミナーの開催を支援する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年要望額 100 億円(1/1)】

【要望先：医政局、経済産業省商務サービスグループ】

(9) 地域単独医療費助成事業に係る電子的な請求ファイルの記録仕様の統一

レセプトの電子請求が進められるなか、地域単独医療費助成制度については、請求ファイルの記録仕様が統一されていないことにより紙での請求が残っている。その解決のため、電子的な請求ファイルの記録仕様の統一化および普及のための財政的支援を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 2,400 万円(1/1)】

【要望先：保険局】

6. 災害対策への予算確保

- (1) 地域包括ケアの視点に立った要配慮者（高齢者、医療的ケア児等の在宅患者等）の支援体制の構築

医療的ケア児や在宅酸素患者といった要配慮者等の生命を守るため、保健・医療・介護・福祉・教育等の関係者により平常時からの連携体制の構築、災害発生時の電源確保、避難先の整備等の支援体制を構築する。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 4,700万円(1/1)】

【要望先：医政局、社会・援護局】

- (2) 災害医療を国家として統合するための研究・教育機関の創設

第37回中央防災会議（2017年4月）における横倉会長（被災者健康支援連絡協議会会長）の要請の通り、地震、津波、噴火、豪雨、台風等やそれらに伴う複合災害リスクを抱える国として“**All hazards approach**”の観点から災害医療対策の科学的研究やその成果の普及啓発を図る。

【今年度新規要望】

【＜新規＞2020年度要望額 10億円】

【要望先：医政局】

- (3) 過去及び今後の被災地の医療復興のための基金の創設

被災地に密着した民間医療機関やその併設介護施設等を中心とした医療復興、地域社会の進展や新たなまちづくりの支援のため、基金を創設し、中長期的な予算を確保する（被災県の実情に応じ、柔軟に運用すること）。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 300億円】

【要望先：医政局】

- (4) 医療機関や医療従事者養成機関の耐震整備、災害に耐えるためのライフライン整備の推進

災害拠点病院、救急医療機関等以外の医療機関やその併設介護施設、看護師等医療従事者養成機関を対象とした耐震診断及びIs値0.4未満の施設への耐震改修を補助し、また自家発電設備や貯水設備等の導入を支援する。病床過剰地域であっても病床削減は求めない。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 91億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(5) 在宅医療における災害対策の推進

停電時において「医療的ケア児」や要介護者等の生命を守るため、在宅医療機関における自家発電機、ポータブル発電機や外部バッテリー等の整備、地方自治体や地域医師会による支援体制（電気自動車や近隣施設からの電源利用、訓練、避難先確保等）を推進する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 4億7,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(6) 全国の医療機関の防災対策のための基金の創設

全国の医療機関の耐震改修や被災者の受入機能の向上のため、相当の予算規模を確保し、かつ一定期間にわたり、地域で柔軟に活用できる基金を創設する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 780億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(7) 災害時の多目的船の導入、船舶利用の推進

広域災害時、多くの被災患者を受け入れ、DMATやJMAT等による医療活動を行うため、災害時多目的船（病院船）の導入や既存の船舶の有機的な連携体制の構築を行う（医療モジュール・機器類、ヘリコプターの整備含む）。中長期支援のための福祉避難所船を導入する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 100 億円(1/1)】

【要望先：医政局、内閣府防災担当】

(8) J-SPEED の開発継続、普及、安定運用への支援

J-SPEED は災害医療チームの標準診療日報であり、被災地や全国でリアルタイムに医療ニーズの分布と推移を把握できる。WHO がこれをベースに Data Set を開発し、2017 年 2 月に国際標準として採用したところである。効率的な災害医療活動を実現するため、J-SPEED を推進する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(9) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）の充実

被災地の医療機関、JMAT 等の医療チームや関係団体が災害時に有効活用できるよう、2018 年度補正予算によるシステム改修後も、入力容易で迅速な状況把握が可能なものとなるよう改善を行う。また、EMIS は経済的な利益が発生しないものであるから経費も補助する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 3 億円、2019 年度予算額 6,200 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(10) 日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）等に対する補助

JMAT は、医療計画、防災計画、医師会・知事間等の協定等に規定され、公的役割を担う。そのため、日本医師会や同会が指定する都道府県医師会等による研修・訓練、装備整備を支援する（「山岳 JMAT」や海洋等の日本の地理的特性に配慮した取り組みを含む）。

【前年度継続要望】

【<一部新規・増額>2020年度要望額 4,700 万円、

2019 年度予算額 3,000 万円(1/2)】

【要望先：医政局】

(11) 災害用移動診療所（モバイルクリニック）の導入

大規模災害時、被災地にいち早く駆けつけ、移動可能な仮設診療所として、処置が必要な患者への対応とともに、災害前からの医療の継続や被災者の健康管理を行う（全国 8 か所：車両導入費、設備費等）。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020 年度要望額 4 億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(12) 仮設診療所ユニットの整備

大規模災害時、損壊・機能停止した医療機関に代わり、被災地に設置して処置が必要な患者への対応とともに、災害前からの医療の継続や被災者の健康管理を行う。必要な医療機器等も併せて準備する（全国 8 か所）。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020 年度要望額 10 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(13) DPAT 体制の充実

特に DPAT 先遣隊の後に必要に応じて派遣される後続の DPAT について、本部機能の継続、被災地での精神科医療の提供、被災した医療機関や地域の関係者への支援等も重要であるため、補助を充実させる。

【今年度新規要望】

【＜新規＞2020 年度要望額 1 億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(14) 災害医療コーディネート研修の実施

- 1) 大規模災害時は非常に多くの医療チームが被災地に参集するため、医療チームのコーディネート（派遣調整）が重要であり、2014年度からの都道府県災害医療コーディネート研修の継続実施に加え、設備等の充実も図る。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1 億円、2019 年度予算額 3,600 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

- 2) 都道府県による地域単位（市区町村、医療計画上の災害医療に関する圏域等）でのコーディネーターの養成を支援する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 4,700 万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(15) 医療機関の津波防災対策の充実

津波防災地域づくりに関する法律により、特別警戒区域に設定された地域の医療機関の新築・建替え等において、居室床面の高さの引き上げ等に係る十分な補助を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 30 億円(1/3)】

【要望先：医政局】

(16) 医療機関における衛星通信体制の整備

特に、地震、津波、火災による甚大な被害が想定される地域に立地する医療機関に対し、衛星携帯電話等を整備する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020 年度要望額 10 億円(2/3)】

【要望先：医政局】

(17) 原発等の被災地域からの避難、仮設住宅建設、復旧工事等により、人口が急増した地域における医療提供体制の整備

民間医療機関等の建設、既存施設の建替え・増改築、設備整備、人員確保を補助する。高い国庫補助率と都道府県・事業者負担分の財政措置等を確保し、病床過剰地域であっても病床の削減は求めない。併せて、医療法等の法令上の手続きにつき配慮を求める。

【前年度継続要望】

【＜新規＞2020年度要望額 100億円(1/1)】

【要望先：医政局】

7. 薬務対策への予算確保

(1) 医薬品等インターネット広告・販売に対する監視体制の整備

国民が安全に医薬品や健康増進関連サービスにアクセスし、必要なときに最も適した受療行動につなげるため、製薬企業および薬局（一般用医薬品のインターネット販売を含む）、国内外販売サイトに対する行政の調査・監視指導を充実する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1 億円、2019 年度予算額 7,000 万円(1/1)】

【要望先：医薬・生活衛生局】

(2) 医薬品の安定供給への支援

国外の製造工場に依存している医薬品（バイオ医薬品を含む）の国内供給を安定化するため、医薬品の国内製造を促進する。また、中国からの輸入に頼っている生薬の安定的な確保のため、国内栽培を推進する等、医療用漢方製剤の安定供給に資する体制を構築する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 10 億円】

【要望先：医政局、経済産業省商務情報政策局】

(3) 医薬品等の承認の迅速化および安全対策の推進

医薬品・医療機器・再生医療等製品の迅速承認等に必要な審査体制を確保するとともに、健康被害の未然防止に努めるため安全対策を充実する。また、医薬品副作用被害救済制度等を通じた迅速な救済を図るため、患者および医療関係者へ必要な支援を行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 28 億円、2019 年度予算額 28 億円(1/1)】

【要望先：医薬・生活衛生局】

(4) 医薬品・医療機器・再生医療等製品のイノベーションの促進

国の成長戦略の一環として、AMED等を通じて産官学による医学研究や製薬企業・医療機器メーカー等による治験あるいは医師主導治験を支援し、国内外で高い競争力が期待できる画期的な新薬、新医療機器、再生医療等製品の創出などのイノベーションを促す。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1,500億円、2019年度予算額 1,200億円(1/1)】

【要望先：大臣官房、医政局、経済産業省商務情報政策局、
文部科学省研究振興局】

(5) 医薬品・医療機器・再生医療等製品の臨床開発の促進

医薬品等の承認（漢方製剤の効能追加等を含む）に必要なエビデンスを提示するため、医学研究を担う臨床研究中核病院への支援を拡充するとともに、人材育成を促進し、医薬品・医療機器・再生医療等製品の臨床研究および臨床開発を促進する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 20億円、
2019年度予算額 17億7,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(6) いわゆる「健康食品」による健康被害の監視体制の構築

いわゆる「健康食品」を含む食品による健康被害の発生を未然に防止する見地から、事業者から行政への健康被害情報の届出制度（2018年改正食品衛生法の施行）が適切に運用されるよう十分に事業者を指導し、被害症例を評価・共有するための仕組みを構築する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 5,000万円(1/1)】

【要望先：医薬・生活衛生局】

8. 介護保険への予算確保

8.1. 地域医療介護総合確保基金（介護分）

8.1.1. 介護施設等の整備に関する事業

都道府県・市町村が計画するもののうち、特に有用と思われる以下の項目を優先して採用する。

(1) 介護医療院転換助成について

2018 年度に創設された介護医療院について、第 7 期介護保険事業（支援）計画中は療養病床等からの転換が優先されていることから、地域の実情に応じた転換を円滑に推進するため、介護療養型医療施設等からの転換準備、改修等の必要な経費の助成を行う。

【前年度継続継続】

【要望先：老健局】

(2) 地域特性に応じた介護サービス・施設等の整備の推進

今後、高齢化が急速に進む大都市部を中心に、介護サービス・施設の整備や、介護施設の開設準備、改修等の必要な経費の助成を行う。

なお、介護施設等の整備については、人材確保と併せて地域の実情に応じて一体的に行う必要があるため、活用については、従事者の処遇改善に資する使途を認める等、地域の実情に応じて柔軟な運用を認めていただきたい。

【要望先：老健局】

8.1.2. 介護従事者の確保に関する事業

都道府県・市町村が計画するもののうち、特に有用と思われる以下の項目を優先して採用する。

(1) 介護従事者の確保や人材育成対策の推進

介護従事者のモチベーションを引き出す事業や受け皿である事業所の労務管理等など環境整備、女性が働きやすい職場づくりのための出産・妊娠・育児などへ支援策、新たなケアの手法の検討を進める施策への予算の確保を希望する。なお、様々な施策による外国人材についても、日本人同様の処遇を行うとともに、地域で受け入れる際の支援のための施策の充実を求める。

【要望先：老健局、社会・援護局】

8.2. 地域医療介護総合確保基金以外における介護の充実

(1) 地域包括ケアシステム推進のための地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターについて、機能強化に向けた人員配置のための支援や、介護予防・日常生活支援総合事業等におけるかかりつけ医や多職種との連携を推進するための事業の充実を図る。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1,941億円、
2019年度予算額地域支援事業 1,941億円の内数(1/2)】

【要望先：老健局】

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進のため、在宅医療・介護連携支援に関する相談窓口の整備、多職種協働研修の実施等、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を図る。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 534億円、
2019年度予算額 包括的支援事業 534億円の内数(1/2)】

【要望先：老健局】

- (3) 介護従事者確保・定着促進等のための普及・啓発及びケアの質向上に資する取組みの推進

在宅・施設における団塊の世代の要介護高齢者の増加が見込まれる中、ICT、介護ロボット、元気高齢者活用のみならず、利用者の尊厳が保障されるケアの質向上に向けた普及・啓発活動、介護職員のモチベーション向上に資するケア手法の調査・研究や好事例の収集を進め、横展開を図る。

【今年度新規要望】

【<新規>2020年度要望額 5億円(1/1)】

【要望先：老健局】

- (4) 科学的介護の実現に向けたデータ収集・分析のための介護データベースの構築及びデータ活用に向けた取組の推進

科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するデータベースの構築と、データ活用のための調査・研究を推進するとともに、通所・訪問リハビリテーションの質の向上についても、VISITを活用してデータに基づいた取組みを進める。なお、データ収集にあたり、施設・事業所職員の入力負担軽減のための予算を要望する。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 8億円、2019年度予算額 6億円(1/1)】

【要望先：老健局】

- (5) 介護保険総合データベースの活用促進

健康・医療・介護のビックデータを連結し、個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアの提供基盤を進めるために、介護保険総合データベースの活用を促進する。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 3億円、2019年度予算額 1億7,000万円(1/1)】

【要望先：老健局】

(6) 認知症施策の体制整備の強化

1) 認知症に係る地域支援事業の充実

認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置等の支援等、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するための取り組みを推進する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 534 億円、
2019年度予算額 包括的支援事業 534 億円の内数(1/2)】

【要望先：老健局】

2) 認知症施策の総合的な取り組み

早期診断・対応を行うため、かかりつけ医や認知症サポート医との連携推進や認知症疾患医療センターの整備等を促進し、認知症患者への支援を充実する。また、地域での市民後見の取り組みの推進や、若年性認知症施策の充実を図る。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 25 億円、2019年度予算額 20 億円(1/1)】

【要望先：老健局】

3) 認知症研究の推進

認知症に関するコホート研究を充実し、データ等を収集・活用して、予防や診断・治療に向けた研究を推進する。

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 15 億円、2019年度予算額 10 億円(1/1)】

【要望先：老健局】

(7) 地域における介護予防の取り組みの強化

高齢者の健康寿命の延伸を図り、フレイルやロコモティブ・シンドロームを予防するためには、運動や社会参加が重要であることから、高齢者の自立支援に資するための体制整備について、行政と医師会、専門家等が連携して取り組む。

1) 一般介護予防事業の充実・強化

高齢者が要介護状態等となることの予防・軽減・悪化防止のため実施している一般介護予防事業を充実させ、後期高齢者の保健事業等と一体的に実施することにより、実施高齢者の心身の多様な課題に対応する。その際、医学的・科学的根拠に基づき推進する必要がある。

【今年度新規要望】

【<継続>2020年度要望額 1,978億円、
2019年度予算額 地域支援事業 1,978億円の内数(1/2)】

【要望先：老健局】

2) 地域リハビリテーション活動支援事業の活用

市町村と郡市区医師会が連携し、多職種連携のもと、地域ケア会議や地域支援事業の充実・強化のため、リハビリ専門職の派遣等の費用補助を行う。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1,978億円、
2019年度予算額 地域支援事業 1,978億円の内数(1/2)】

【要望先：老健局】

(8) 外国人介護人材の円滑な受入に向けた体制整備の推進

技能実習や新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後、介護現場に外国人材が増加することが見込まれることから、外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できるよう日本語学習、相談支援等の環境整備を進める。

(外国人介護人材受入環境整備事業)

【今年度新規要望】

【<増額>2020年度要望額 18億円、2019年度予算額 9億円(1/1)】

【要望先：社会・援護局】

(9) 認知症高齢者の運転免許の更新等における臨時適性検査の拡充

高齢化に伴い増加する、認知症高齢者の運転免許の更新等における臨時適性検査の費用の増額を行うとともに、都道府県公安委員会において、臨時適性検査を適確に実施するよう要望する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 1億9,000万円、
2019年度予算額 1億9,000万円(1/2)】

【要望先：警察庁交通局】

(10) 高齢運転者事故防止等に係る対策に関する研究事業の拡充

高齢運転者の事故防止対策や運転免許制度の在り方に関する調査研究事業を推進し、超高齢社会における実態に即した自動車等の運転制度について検討を進める。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 4,950万円、2019年度予算額 4,950万円】

【要望先：警察庁交通局】

9. 医療の国際貢献推進への予算確保

(1) Universal Health Coverage (UHC) の推進

医療は積極的な投資であり、個人、地域社会、各国の利益に、さらに世界経済に寄与するものである。世界的なムーブメントである UHC の推進において、医師と医師会の役割に重点を置いた UHC の推進、加速に関する国際会議開催のための予算を確保する。

【今年度新規要望】

【<新規>2020 年度要望額 5,000 万円】

【要望先：大臣官房、外務省国際協力局】

10. 医学・学術への予算確保

(1) 卒前診療参加型臨床実習の充実と国民への周知

共用試験（CBT、OSCE）による、学生の医学的知識・技能・態度の質の担保のため、その支援が必要である。さらには、POST-CC OSCE の実施も見据え、診療参加型臨床実習のさらなる充実のための体制整備および国民の理解を得るための費用を確保する。

【前年度継続要望】

【＜復活＞2020 年度要望額 2 億 5,200 万円(1/1)、2019 年度予算額 0 円】

【要望先：文部科学省高等教育局、医政局】

(2) 医学部定員増に伴う教員の定員増

医学部定員は過去最大となっており、これに伴う指導教員の定員増がなければ、指導教員の負担増、ひいては医学教育の質の低下を招来する。医学教育の充実を図るためには、医学部の定員増に応じた教員の増員に予算配分をする。

【前年度継続要望】

【＜増額＞2020 年度要望額 15 億 2,000 万円、
2019 年度予算額 4,250 万円(1/1)】

【要望先：文部科学省高等教育局】

(3) 専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた支援

専門医の認定と養成プログラム及び施設の評価・認定を行う日本専門医機構が 2014 年に設立された。医師の質の一層の向上を図り、地域医療の機能強化のため、地域における専門医の養成プログラムの作成支援等に向けた予算配分をする。

【前年度継続要望】

【＜増額＞2020 年度要望額 6 億 800 万円、
2019 年度予算額 3 億 6,000 万円の内数(1/2)】

【要望先：医政局】

(4) 基礎系医学研究者の育成

基礎系医学研究者を育成するためには、①臨床研修と並行して医学研究を進める、②医学研究をしてから臨床研修を行う、等の様々なコースを設定する必要がある。臨床研修を行わずに、学部卒業直後に大学院に進学する者への経済的支援などを行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2億 9,520万円(1/1)、
2019年度予算額 1億 5,000万円(1/2)】

【要望先：文部科学省高等教育局、医政局】

(5) 臨床研修指導医の増員および処遇の改善

良質な医師を育成するためには、研修を行う診療科等に臨床研修指導医の適切な配置が不可欠である。医学部定員が増えていることも踏まえ、今後さらに重要となることが見込まれる臨床研修指導医の増員と指導医に対する適切な評価と手当てを行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 96億円、
2019年度予算額 123億 8,270万円の内数(1/1)】

【要望先：医政局】

(6) 指導医のための教育ワークショップ

2004年4月から始まった新医師臨床研修制度では、指導医の要件として「指導医のための教育ワークショップ」の受講修了が2009年4月から必須要件になっている。標記講習会は、少人数で行われるため、一人あたりの費用負担が高額になることから、開催への支援を行う。

【前年度継続要望】

【<復活>2020年度要望額 2億 8,800万円(1/3)、2019年度予算額 0円(1/1)】

【要望先：医政局】

(7) 臨床研修・専門研修における研修環境の充実

臨床研修・専門研修においては、指導医のもと患者を診療しながら技能を向上させていくが、技能向上の一助となるよう、さらなる研修環境の充実を図るため、多くの医師が共同利用できるようシミュレータ等を用いた研修施設の創設の支援を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 50億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(8) 医師国家試験への POST-CC OSCE の導入の検討

医学生が、診療参加型臨床実習により積極的に取り組むことが重要であるとの議論を踏まえ、診療参加型臨床実習によって培われた能力の評価が重要である。医師国家試験に、POST-CC OSCE を導入するための検討や、評価者・模擬患者を育成する費用を確保する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 9,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(9) メンターとしての女性教官の増員・配置

男女共同参画の観点から、男女を問わずキャリア形成支援が必要である。臨床研修病院や専門研修施設等において、女性教官の配置を必須とすることも視野に入れ、女性医師のキャリア形成の一環として、メンターとしての女性教官の増員・配置に予算配分をする。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1億 2,600万円、
2019年度予算額 5,200万円(1/1)】

【要望先：文部科学省高等教育局、医政局】

(10) 医師のキャリアデータベースの構築

良質な医師の養成にあっては、卒前卒後教育のシームレス化、新専門医制度、その後の生涯教育にわたる医師のキャリアを一元的に把握する必要がある。また、医師の地域偏在、診療科偏在の基礎データとして医師のキャリアデータベースの構築に予算を確保する。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 1億円(1/1)】

【要望先：文部科学省高等教育局、医政局】

11. 医療安全への予算確保

11.1. 医療安全対策の推進と医療事故調査制度の安定的運用に向けた取り組み

(1) 医療事故調査制度における支援団体の活動費用の補助

医療事故調査制度において、院内事故調査を支援する医療事故調査等支援団体の活動にかかる経費の一部について、国による補助を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 2億円(1/1)】

【要望先：医政局】

(2) 医療事故調査等支援団体等連絡協議会に対する費用補助の拡充

2017年度から予算措置が講じられている医療事故調査等支援団体等連絡協議会の運営にかかる費用補助について、協議会出席者の交通費、謝金等、補助の対象費目を拡大する。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 9,200万円、2019年度予算額 9,200万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(3) 医療事故調査・支援センターにかかる費用補助の拡充

医療事故調査制度において第三者機関である「医療事故調査・支援センター」が安定的に活動を継続し、信頼される第三者調査を遂行できる環境を整えるため、同センターの活動にかかる国の費用補助を拡充する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 12億円、2019年度予算額 7億5,000万円(1/1)】

【要望先：医政局】

(4) 医療従事者に対する医療安全教育・研修の充実・強化

医療の質の向上に資する医療安全教育・研修の充実・強化のために、各医療機関が実施する院内研修等の教育・研修にかかる費用の補助を行う。

【前年度継続要望】

【<新規>2020年度要望額 1億 6,000万円(1/3)】

【要望先：医政局】

11.2. 死因究明制度の充実

(1) 死亡時画像診断（Ai）にかかる予算措置の拡充

- 1) 「異状死死因究明支援事業」に基づく死亡時画像診断または解剖にかかる費用助成を、実施を希望するすべての医療機関が適用を受けられるよう拡充する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 2億円、2019年度予算額 1億 700万円(1/2)】

【要望先：医政局】

- 2) 「死亡時画像診断システム整備事業」補助金を、希望するすべての医療機関が利用できるよう対象範囲を拡充し、従来のメニュー予算ではなく独立した事業予算とする。

【前年度継続要望】

【<継続>2020年度要望額 2億円、2019年度予算額

(医療施設等設備整備費補助金 8億円

+同施設整備費補助金 4億円の各内数) (1/2)】

【要望先：医政局】

- 3) 死亡時画像診断読影技術等向上研修事業の一環としてモデル的に実施中の小児死亡例に係る Ai の読影に関する費用補助を、参加医療機関の撮影費用も補助対象とするなど、独立事業として充実させる。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 3,000 万円、
2019年度予算額 1,100 万円の内数(1/1)】

【要望先：医政局】

- 4) 警察からの依頼により死亡時画像を撮影、読影した場合の費用負担についても、十分な財源を確保する。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 7億 5,000 万円の内数、
2019年度予算額 5億 3400 万円の内数(検視 1/1、死体調査 1/2)】

【要望先：警察庁刑事局】

(2) 警察の検視等に立ち会う医師の処遇の改善

警察に協力して、検視、死体調査に立ち会う医師に支払われる報酬および、業務遂行中に生じた事故等に対する補償を十分なものとする。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 7億 5,000 万円の内数、
2019年度予算額 5億 3400 万円の内数(検視 1/1、死体調査 1/2)】

【要望先：警察庁刑事局】

(3) 死亡診断書（死体検案書）の電子化への環境整備

わが国の死因統計、医学研究に資するべく、今後の死亡診断書（死体検案書）の書式改定に合わせて電子的に提出可能な環境の整備を行うための検討に対して財政的支援を行う。

【前年度継続要望】

【<増額>2020年度要望額 1,000 万円、
2019年度予算額 150 万円(科研費)の内数(1/1)】

【要望先：医政局、法務省民事局】



日本医師会キャラクター
日医君(にちいくん)